

各務原市公共施設等総合管理計画

【令和3年度改訂版】

平成29年3月策定

(令和4年3月改訂)

各 務 原 市



【 目 次 】

第1章 公共施設等総合管理計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象施設	2
4 個別施設計画との関連	3
第2章 本市の現状	4
1 人口推計	4
2 財政状況と将来見通し	6
第3章 公共施設等の現状と課題	10
1 保有施設の現状	10
2 有形固定資産減価償却率の推移	20
3 施設の利用状況	21
4 維持更新費用に関する将来見込み	22
5 将来の充当可能額	29
6 維持更新費用（長寿命化対策）の効果額及び充当可能額との比較	29
7 現状と課題の整理	30
第4章 公共施設等マネジメント基本方針	31
1 計画期間	31
2 目標	31
3 基本方針と取組み	32
4 施設類別に応じた基本方針	35
第5章 計画推進へ向けた取組み	43
1 庁内推進体制の構築	43
2 市民との情報共有	43
3 フォローアップの実施方針	44
4 地方公会計の活用	44
参考資料	45
維持更新費用の試算条件	45

第1章 公共施設等総合管理計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市では、高度経済成長期以降の人口増加や行政需要の拡大を背景に、市民の大切な暮らしを支える、学校、スポーツ施設、図書館、地域の集会場や、道路、公園、上下水道など、様々な公共建築物やインフラ資産（以下、「公共施設等」という。）が集中的に整備され、現在では多くの公共施設等を保有しています。

今後、人口減少や少子高齢化が進展していく中、公共施設等については同時に老朽化が進行し、一斉に改修や更新時期を迎えることとなりますが、地方財政は依然として厳しい状況が続くことが予想され、これらに要する多額の維持更新費用により、今後、大きな財政負担を強いられることとなります。

こうした公共施設等を取り巻く環境の変化は、本市に限らず、全国的な課題となっていることから、国はインフラの老朽化対策の推進を目的に「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）を策定し、さらに、各地方自治体に対して「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月）により、すべての公共施設等を対象とした管理に関する基本的な方針を示す「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

本市においても、これまでに整備してきた公共施設等の老朽化が顕在化する中、人口減少や公共施設等の利用ニーズの変化が予想されることを踏まえ、公共施設等のあり方を総合的に検討する必要があります。

そこで、公共施設等の全容を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行いながら、財政負担の軽減と平準化を図るため、平成29年3月に「各務原市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

今回は、平成30年2月に改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に準拠するとともに、個別施設ごとの対応方針等を定めた個別施設計画の内容や本市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、総合管理計画の改訂を行うものです。

本市においては、この総合管理計画を着実に推進することにより、市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立した都市経営の確立を目指していきます。

2 計画の位置付け

総合管理計画は、本市のまちづくりの羅針盤となる最上位計画『各務原市総合計画』の下位計画として位置付け、本市が保有する公共施設等の全体に関する総合的なマネジメントの基本方針を示すものとしします。

また、この総合管理計画は、公共建築物やインフラ資産などの各施設類別における各種計画（個別施設計画）の上位計画として位置付け、それぞれの個別施設計画を包括するものとしします。

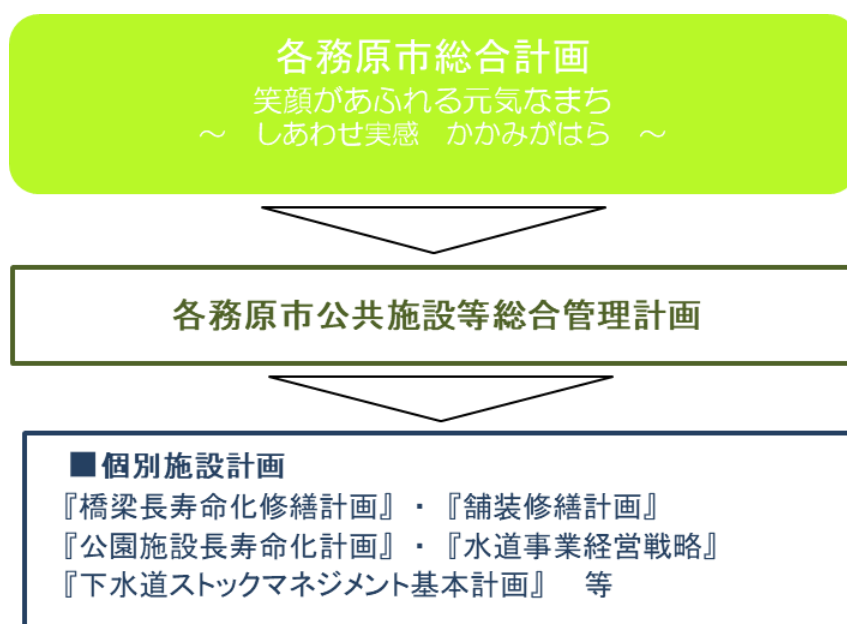


図 1 計画の位置付け

3 計画の対象施設

総合管理計画の対象とする施設は、公共建築物、インフラ資産、プラント系施設とし、それぞれを次のように定義付けます。

(1) 公共建築物

「公共建築物」とは、市が事業主体となり整備する福祉施設、スポーツ施設、文化・交流施設、学校施設等の建築物をいいます。また、公衆トイレや倉庫等も公共建築物に含みます。

(2) インフラ資産

「インフラ資産」とは、道路、橋梁、公園・緑地、上下水道など、主に都市基盤を形成する施設をいいます。

(3) プラント系施設

「プラント系施設」とは、一般的には工場や生産設備を有する施設のことをいいますが、本計画においては廃棄物等の処理施設のことを指します。

これらの「公共建築物」・「インフラ資産」・「プラント系施設」を総称して「公共施設等」といいます。

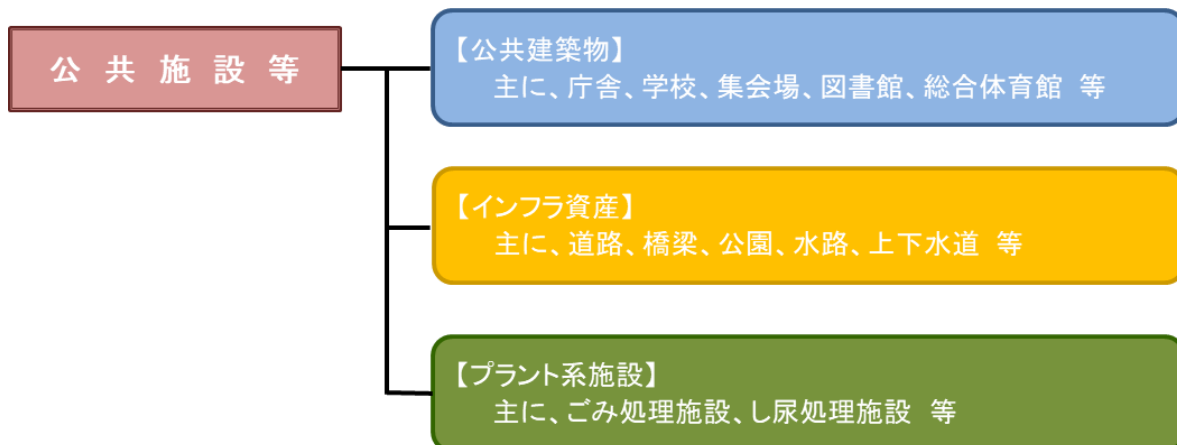


図2 計画の対象施設

4 個別施設計画との関連

個別施設計画については、総合管理計画で示している「施設類別に応じた基本方針」を踏まえ、各インフラの所管省庁が公表する技術的助言等も参考にしながら、個別施設の特性や維持管理・更新等に係る状況を踏まえ、具体的な今後の対応方針を定めています。

今回の総合管理計画の改訂では、個別施設計画の内容を反映させており、今後は整合性を確保した上で、適切に見直しを行っていきます。

なお、施設の状態変化に応じて、個別施設計画に見直しの必要性が生じた場合には、適宜、改訂を行います。

第2章 本市の現状

1 人口推計

国勢調査の結果によると、本市の人口は、平成22年にかけて増加していましたが、平成27年には減少に転じており、人口減少の局面を迎えています。

また、国勢調査の結果から、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が推計した令和42年の本市の人口は、平成27年時点と比較し、3割程度減少し、約10万人まで落ち込むと公表されています。

上記の人口推計を年齢3区分別で見ると、平成27年時点と比較し、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は6割程度に減少し、しばらくの間は増加が見込まれる老年人口（65歳以上）も、令和27年頃をピークに減少に転じると推計されています。

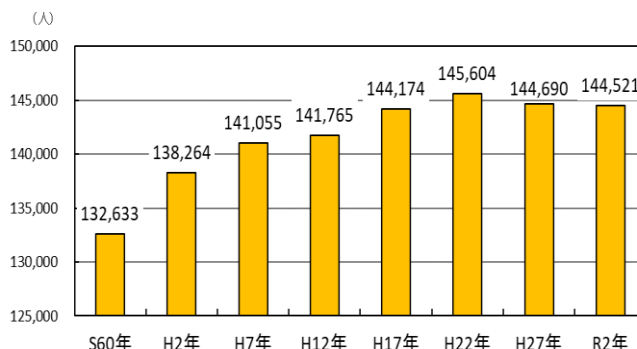


図3 人口の推移

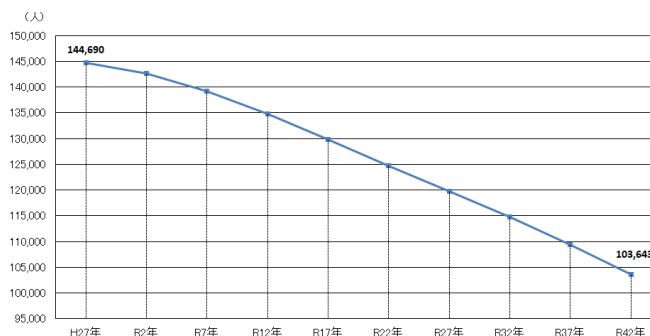


図4 社人研による人口推計

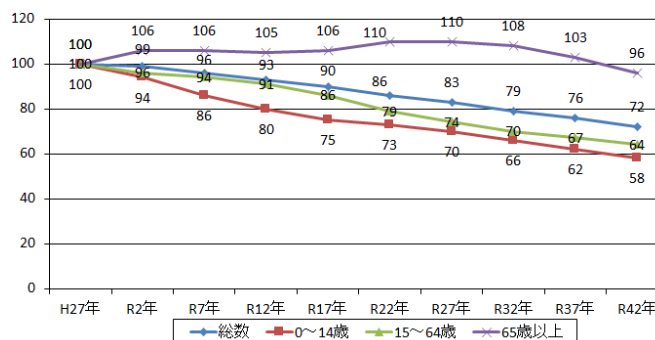


図5 年齢3区分別人口の推計

このような人口減少に対し、『各務原市人口ビジョン【令和元年度 改訂版】』では、『各務原市総合計画』と『しあわせ実感かかみがはら総合戦略』の着実な推進により、令和6年においても145,000人の人口を確保するとともに、人口減少期に入る時期を遅らせ、その後の減少率を緩和させることで、令和42年に120,000人の人口を維持できるように果敢に挑戦していくこととしています。

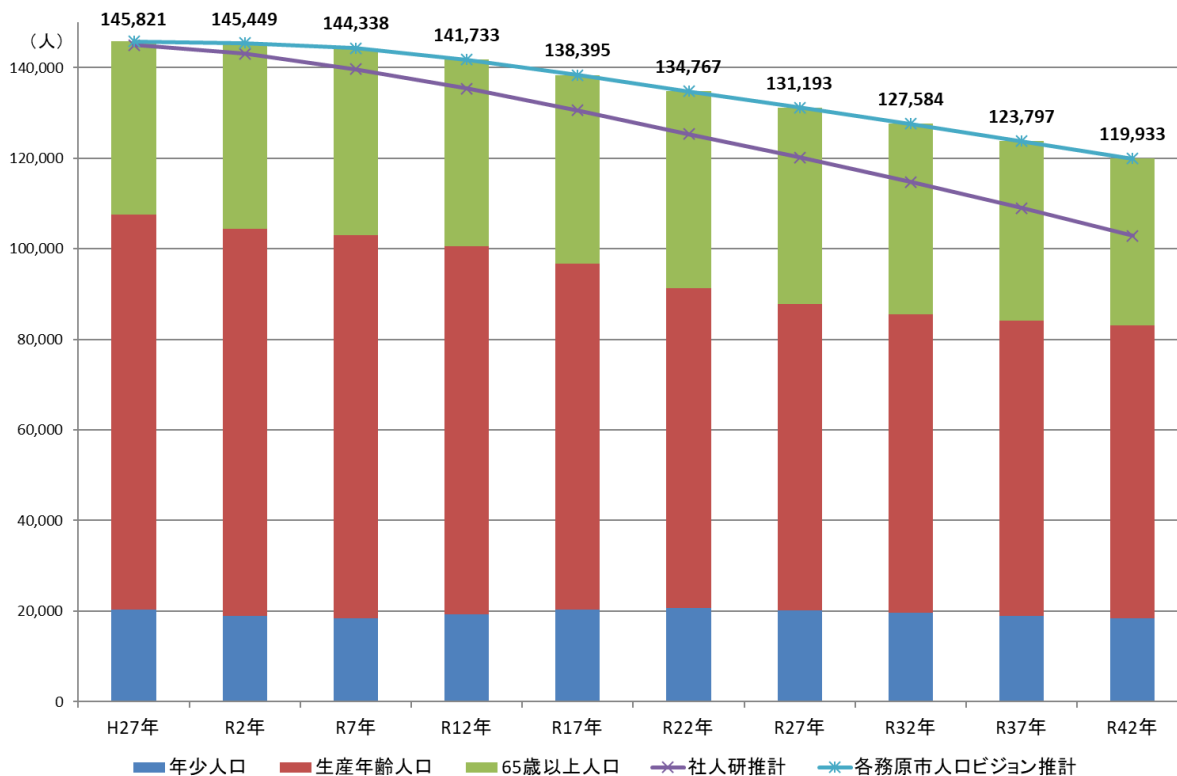


図6 本市の人口推計

2 財政状況と将来見通し

(1) 歳入

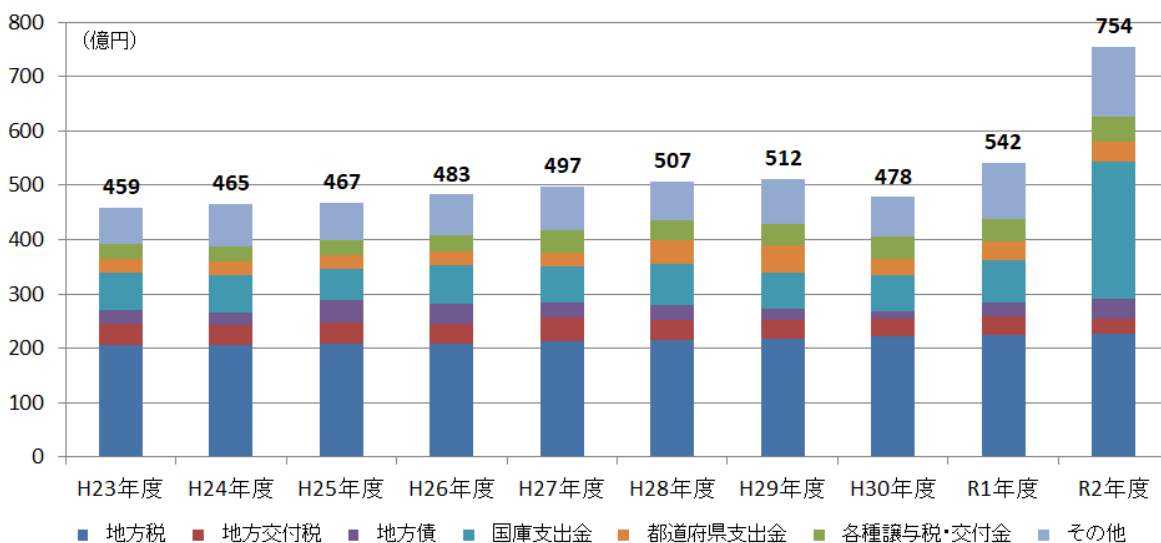


図7 歳入の状況

平成23年度から令和元年度までの普通会計の歳入決算額は、概ね500億円前後で推移してきましたが、令和2年度の普通会計の歳入決算額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施した特別定額給付金事業等の影響により国庫支出金が大幅に増加し、約754億円となっています。

(2) 歳出

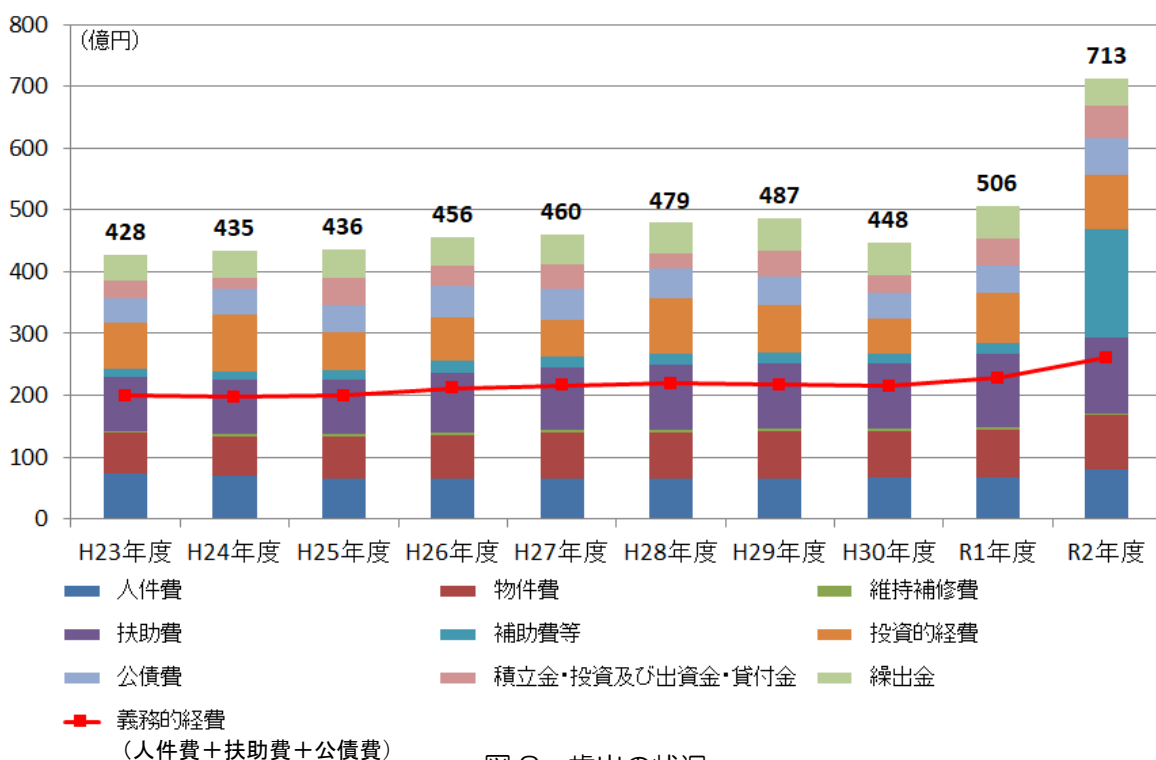


図8 歳出の状況

平成23年度から令和元年度までの普通会計の歳出決算額は、概ね400億円台で推移してきましたが、令和2年度の普通会計の歳出決算額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施した特別定額給付金事業等の影響により補助費等が大幅に増加したため、約713億円となっています。少子高齢化の進展や不安定な社会経済情勢の影響等による社会保障関係費の増大により、扶助費は年々増加しており、この経費に人件費と公債費を加えた義務的経費は、着実に増えています。

また、公共施設等に係る投資的経費については、平成28年度以降、県との共同による航空宇宙科学博物館リニューアル事業の実施や、クリーンセンター基幹的設備改良事業、新庁舎建設事業など大型事業の実施が続きました。

なお、この10年間の支出額の平均は74.8億円となっており、内訳は、公共建築物で37.4億円(50.0%)、インフラ資産で31.4億円(42.0%)、プラント系施設で6.0億円(8.0%)となっています。

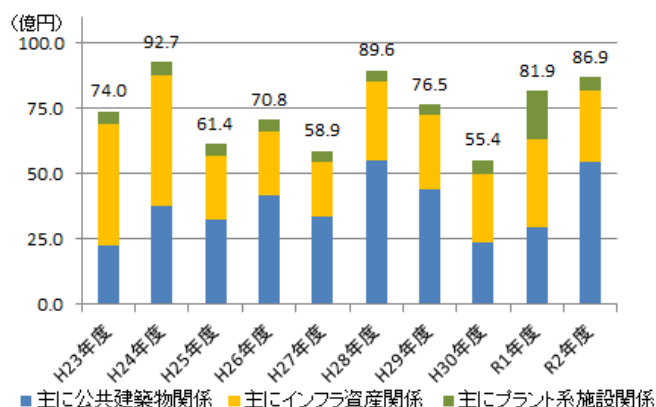


図9 投資的経費の推移

用途	(億円)										10年平均	割合
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		
主に公共建築物関係	22.5	37.8	32.6	41.6	33.6	55.1	43.9	23.7	29.4	54.4	37.4	50.0%
主にインフラ資産関係	46.5	49.6	24.2	24.8	21.2	30.5	28.9	26.3	34.0	27.7	31.4	42.0%
主にプラント系施設関係	5.0	5.3	4.6	4.4	4.1	4.0	3.7	5.4	18.5	4.8	6.0	8.0%
合計	74.0	92.7	61.4	70.8	58.9	89.6	76.5	55.4	81.9	86.9	74.8	

表1 投資的経費の内訳

(3) 各種財政指標

① 財政力指数

地方自治体の財政基盤の強さを示す「財政力指数」は、市税収入が平成27年度以降増加していることなどから徐々に改善しています。

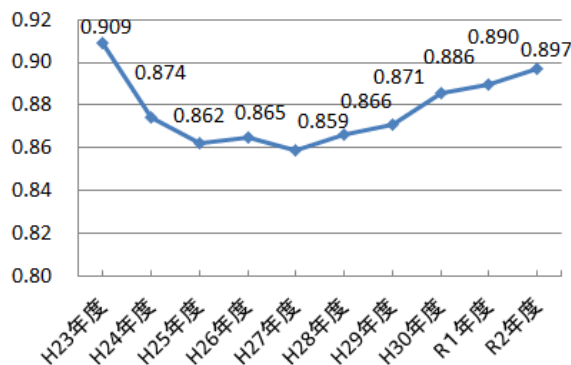


図 10 財政力指数

② 経常収支比率

財政の弾力性を示す「経常収支比率」は、高齢化の進展等、扶助費の増加による義務的経費の拡大等を要因として、概ね90%前後で推移しています。

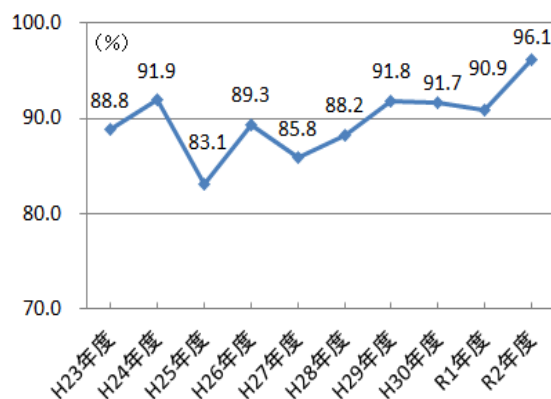


図 11 経常収支比率

③ 実質公債費比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す「実質公債費比率」は、低い水準で推移しており、用途を特定されない経常一般財源に対して、借金の返済に充てる市税等の割合が低く、健全な財政運営が行われていると言えます。

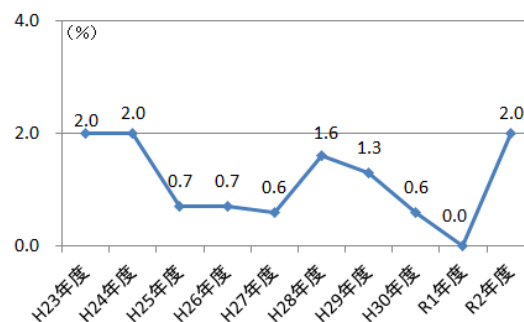


図 12 実質公債費比率

なお、経常収支比率、実質公債費比率ともに、令和2年度の数値が前年度より大幅に上昇しているのは、主に将来負担を軽減するため通常より前倒しで償還するテールヘビー償還^(※)を行ったことによるものです。

※テールヘビー償還…借入年度から最終償還年度までの年限よりも長く償還期間を想定した上で、その想定した償還期間をもとに算出した元金（元利）均等償還金額を定時で支払い、最終償還日に残元金を全て支払う償還方式

④基金残高

これまで年度間の財源調整や将来の財政需要への備えとして、決算上の剰余金の一部を確実に基金へ積み立ててきましたが、庁舎等整備基金の取り崩しがあり、基金残高は令和2年度末で約263億円となっています。

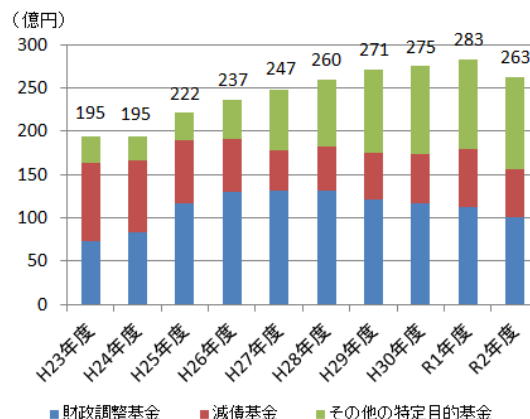


図 13 基金残高の推移

⑤地方債残高

地方債残高は、地方交付税に算入される有利な地方債に厳選した借り入れや、借り入れ方法の工夫など、適切な公債管理を推進してきたことにより、年々減少傾向にあり、令和2年度末で約253億円となっています。

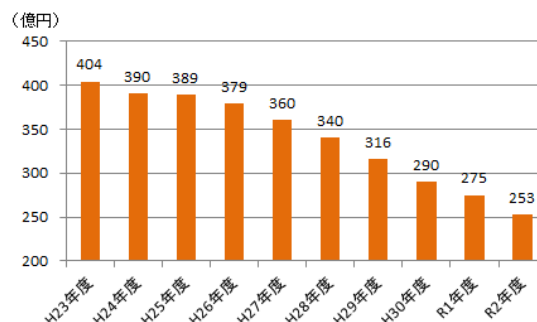


図 14 地方債残高の推移

(4) 今後の財政見通し

歳入面については、市税収入は近年増加傾向で推移していますが、今後は、生産年齢人口の減少に伴い個人市民税の減少が見込まれるほか、法人市民税についても、以前のような経済成長を見込むことが難しく、さらに新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されることから、大幅な税収増を期待することはできません。

一方、歳出面については、今後の少子高齢化の進展により、65歳以上の老年人口は令和22年頃まで増加することが予測されており、扶助費のさらなる増加が見込まれます。

これにより、義務的経費は今後も増加することが見込まれ、今までと同等の行政サービスを維持することは困難になっていく恐れがあります。

以上のように、厳しい財政状況が続くことが予想される中、市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立した都市経営を確立していくためには、財政のスリム化と公共施設等の最適化を図っていくことが必要となります。

第3章 公共施設等の現状と課題

1 保有施設の現状

(1) 公共建築物の現状

①施設保有量

(令和3年9月30日現在)

会計	大分類	中分類	小分類	施設数 (箇所)	延床面積 (㎡)
普通 会計	市民文化系施設	集会施設	公民館・集会場	39	15,955
		文化施設	文化会館	1	4,652
	社会教育系施設	図書館	中央図書館・もりの本やさん	2	7,956
		博物館	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	1	14,187
		文化財	村国座・天狗谷遺跡保存施設 等	5	1,663
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	市民球場・市民プール・総合体育館 等	15	18,204
		レクリエーション・観光施設	リバーサイド21・少年自然の家 等	5	5,008
	産業系施設	産業系施設	南産業会館 等	3	1,996
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校・特別支援学校 等	27	189,670
		その他教育施設	給食センター 等	2	3,907
	子育て支援施設	幼保・幼児・児童施設	保育所・子ども館	8	8,886
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	川島会館・慈光園・稲田園	3	6,870
		障がい福祉施設	福祉の里 等	3	6,732
		社会福祉施設	総合福祉会館・福祉センター 等	15	15,785
	行政系施設	庁舎等	本庁舎(高層棟)・産業文化センター 等	3	30,462
		消防施設	消防本部・消防署所 等	36	7,571
		その他行政施設	大佐野倉庫 等	13	2,018
	公営住宅	公営住宅	雄飛ヶ丘第1、第2・旭ヶ丘市営住宅	3	22,340
	公園内建築物	公園内建築物	管理棟・便所・倉庫 等	76	1,872
その他	その他	瞑想の森市営斎場・公衆便所・駐輪場 等	22	5,389	
合 計				282	371,123
公営 企業 会計	行政系施設	庁舎等	水道庁舎	1	3,457

- ・公有財産台帳(「各務原市公有財産及び債権の管理に関する規則」第16条)に登録されている物件を対象とした。※本庁舎は高層棟のみ計上。
- ・分類は、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」で規定される用途分類に準拠した。
- ・なお、大分類「供給処理施設」の北清掃センター、クリーンセンターは、本計画では「プラント系施設」にて計上している。

表2 公共建築物の内訳

本市が保有する公共建築物（普通会計）の総量は、282 施設、延床面積 371,123 m²となっています。用途別の内訳については、小学校や中学校などの学校教育系施設が、193,577 m²（52.2%）と公共建築物の約半数を占めて最も多く、次いで庁舎や消防施設などの行政系施設が 40,051 m²（10.8%）、福祉センターや福祉の里などの保健・福祉施設が 29,387 m²（7.9%）、中央図書館や岐阜かかみがはら航空宇宙博物館などの社会教育系施設が 23,806 m²（6.4%）の順となっています。

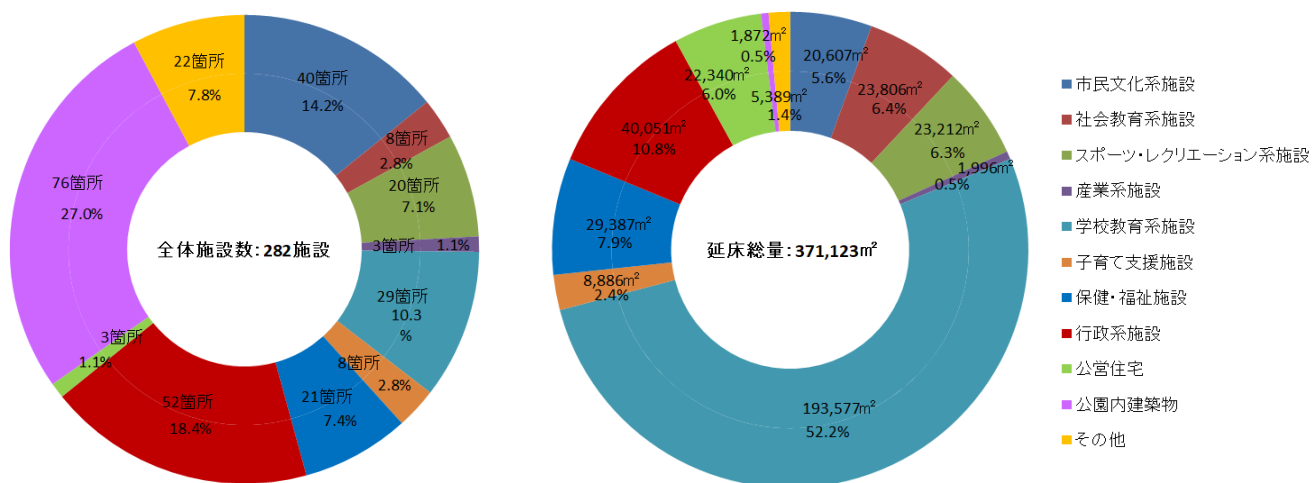


図 15 施設類別に応じた整備状況

住民基本台帳による令和3年4月1日現在の人口 146,806 人に対する市民一人当たりの延床面積は 2.69 m²となっています。

A. 総務省が公表する公共施設状況調査による、本市と人口や産業構造が類似する都市（類似団体『Ⅲ-2』群）との比較

○本市と同じ類似団体に属する30都市の一人当たり延床面積の平均値は 3.69 m²となっており、本市はこれを下回る状況となっています。

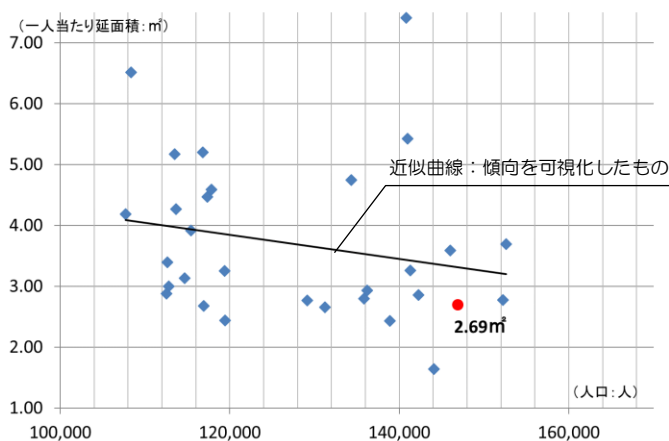


図 16 類似団体との比較

B. 総務省が公表する公共施設状況
調査による、岐阜県内他市との比較

○県内他市の一人当たり延床面積の平均値は 6.29 m²となっており、本市はこれを下回る状況となっています。

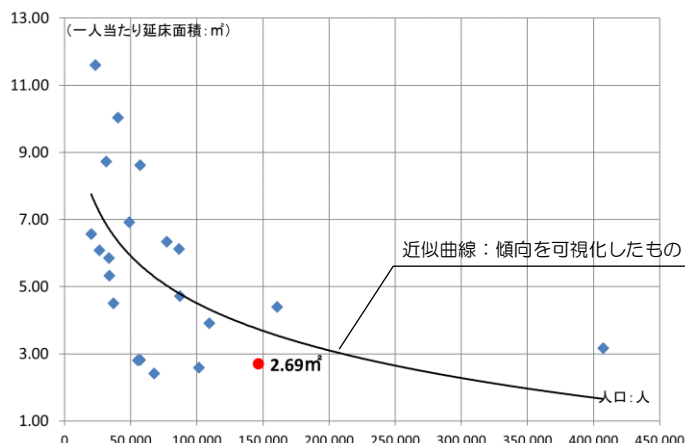


図 17 県内他市との比較

以上のように、類似都市や県内他市の平均値と比較した結果、いずれの場合においても平均値を下回っている状況にあります。

②施設保有量の推移

建築年別の整備状況をみると、高度経済成長期の急激な人口増加により、昭和 40 年代半ばから昭和 60 年代前半にかけて、学校教育施設を中心に整備が進められる中、昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代半ばにかけて、住宅に困窮する低所得者の安心した暮らしを確保するため、公営住宅を整備し、住宅不足の解消を図ってきました。昭和 57 年までには、本市が保有する公共建築物の半数が整備されるなど、大半の公共建築物が、この期間に一斉に整備されています。

その後、平成 3 年以降は急激な人口増加が緩まり、中央図書館や庁舎別館となる産業文化センター、航空宇宙科学博物館（現在：岐阜かかみがはら航空宇宙博物館）の建設など、市民生活の質の向上を図る社会教育系施設の整備を行ってきました。

平成 15 年以降は、環境に配慮した北清掃センターの整備や、災害時の指定避難所となる学校体育館の耐震化による再整備が行われるなど、質の高い公共建築物の整備を進めてきました。

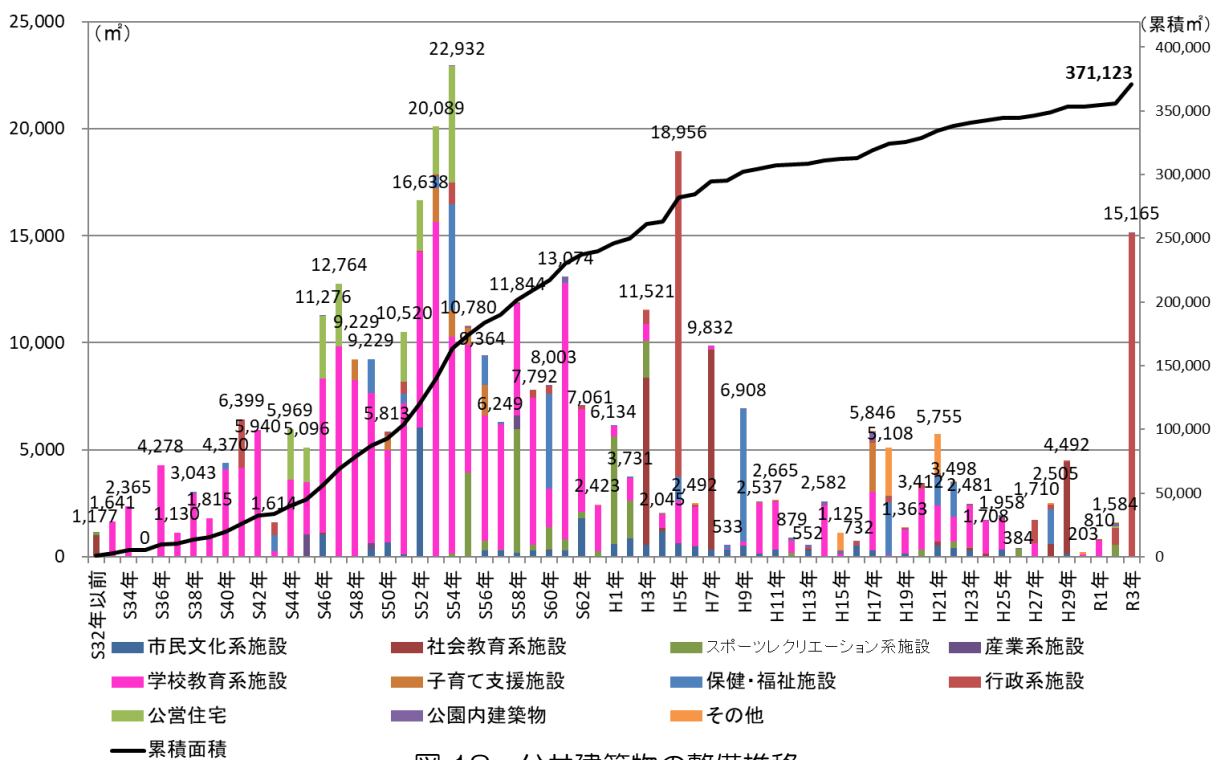


図 18 公共建築物の整備推移

また近年では公共建築物等の複合化や民間譲渡などを行っており、総合管理計画の初版策定以降の実績は表 3 のとおりとなっています。

実施年度	内容
平成 28 年度	鵜沼市民サービスセンター・東保健相談センター・うぬま東子ども館の移転・複合化
平成 29 年度	旧鵜沼市民サービスセンター、旧川島振興事務所の除却
	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館のリニューアル 東新町ふれあいセンターの整備
平成 30 年度	瞑想の森合葬式墓地の整備
	那加保育所、更木保育園、鵜沼東保育所、蘇原南保育所の民間譲渡
令和元年度	認定こども園各務保育園の民間譲渡
	伊木の森のリニューアル
令和 2 年度	鵜沼朝日町防災備蓄倉庫の整備
	那加第一小学校別棟の除却
	新弓道場の整備
	旧稲羽福祉センターの除却
令和 3 年度	市役所本庁舎（高層棟）の建替
	旧弓道場の除却

表 3 初版（平成 29 年 3 月）以降の実績

次に、公共建築物の建築経過年数をみると、一般的に老朽化が進行し、大規模修繕が必要と言われる、築30年以上経過した公共建築物は、全体の70%を占めています。

特に、昭和40年代半ばから昭和60年代前半にかけて集中的に整備された小・中学校などの学校教育系施設が主なものとなります。

さらに、10年後、20年後には築30年以上経過する公共建築物がそれぞれ全体の83%、92%を占めると同時に、築50年を経過し、更新も視野に入れた検討が必要になる施設もそれぞれ全体の49%、70%となります。

今後、ますます施設の老朽化が進み、何も手を打たなければ改修や更新の時期が集中することとなります。

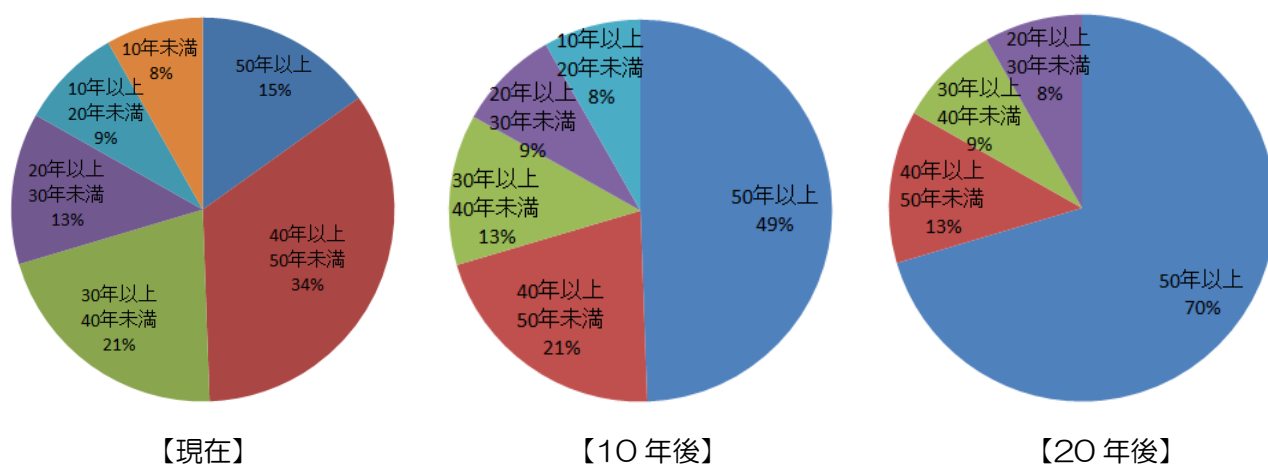


図 19 建築年経過推移の見込み

(2) インフラ資産の現状

本市では、人口増加に伴う市街化区域の拡大にあわせ、市民の生活を支える都市基盤を計画的に整備してきた結果、道路や公園をはじめ、上水道や下水道などのインフラ資産の保有状況は、以下のとおりとなっています。

(令和3年3月31日現在)

会計	種類	分類	箇所数	延長 (m)	面積 (㎡)	
普通会計	道路	1級市道	52	72,734	843,677	
		2級市道	81	70,693	586,158	
		その他市道	5,038	1,010,686	5,336,287	
	橋梁	15m以上	51	3,032	32,817	
		2m以上15m未満	477	2,213	15,562	
	公園・緑地等	都市公園	街区公園	154	—	255,491
			近隣公園	5	—	102,099
			地区公園	5	—	254,835
			総合公園	1	—	367,822
			運動公園	2	—	372,848
			墓地	1	—	84,820
			緑地	13	—	129,471
			その他	3	—	92,975
		都市公園以外	広場	10	—	80,534
		その他	52	—	42,939	
	農業用水路	用水路	—	209,081	—	
排水路		—	235,953	—		
用排水路		—	46,593	—		
岐阜中流パイプライン		—	24,553	—		
公営企業会計	上水道	導水管	—	8,121	—	
		送水管	—	26,962	—	
		配水管	—	780,286	—	
		取水ポンプ場	27	—	—	
		水源地	5	—	—	
		配水池	13	—	—	
下水道	管渠(汚水)	—	656,945	—		
	管渠(雨水)	—	58,967	—		
	ポンプ施設(汚水)	17	—	—		

表4 インフラ資産の内訳

①道路

本市が管理する市道は、国道や県道と合わせて広域的な交通網を構成する幹線道路（主に1級市道）、市内の円滑な移動に必要な補助幹線道路（主に2級市道）のほか、市民の生活を支える身近な生活道路など（主にその他市道）で構成され、これまで、国土交通省や防衛省の補助制度を積極的に活用し、計画的に整備を推進してきたことから、市道の総延長は1,154,113m、面積は6,766,122㎡となっています。

また、その内訳は、「1・2級市道」が全体の約2割を占めており、残りの約8割は「その他市道」となっています。

近年は、隣接市町との交通の円滑化を図る幹線道路の整備のほか、市内の交通混雑箇所解消と交通網の接続強化を目的とした道路整備を重点的に実施しています。また、「1・2級市道」は、交通量に見合った舗装構成に見直すなど、計画的に維持改良を実施していますが、長期にわたり道路構造物の安全性を確保するため、「各務原市舗装修繕計画」に沿って、計画的に修繕を実施することが必要です。

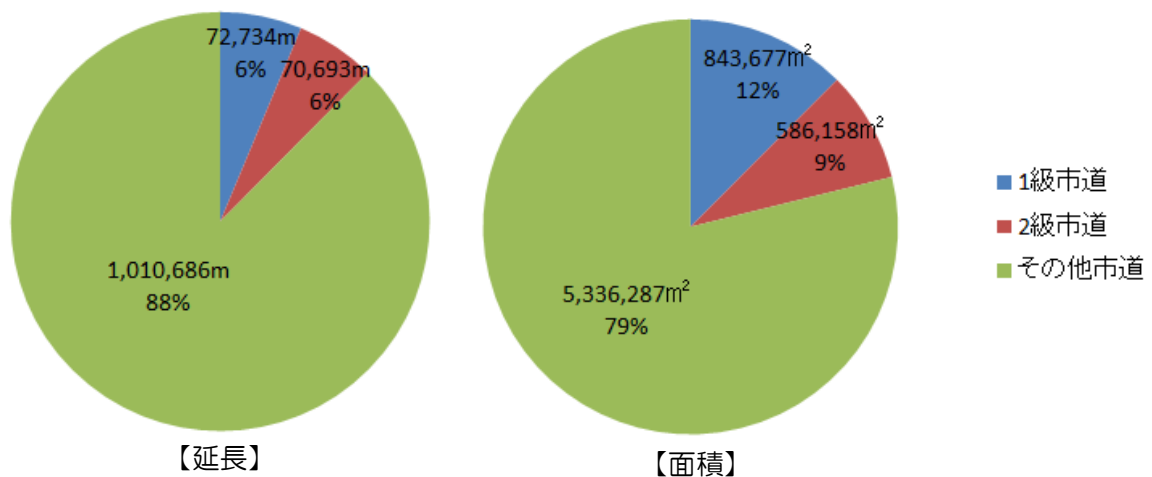


図 20 市道の種別構成

②橋梁

本市が保有する橋梁長寿命化計画の対象となる橋長2m以上の橋梁は528橋で、延長は5,245m、面積は48,379㎡となっています。

近年では、交通網の接続強化を図るため、那加東陸橋（昭和62年）、神明小網橋（平成18年）、各務原大橋（平成25年）と大規模な新設整備を行ってきましたが、既存施設の経年劣化に対する補修も併せて推進しており、「各務原市橋梁長寿命化修繕計画」に沿った計画的な維持管理に重点を置くとともに、利用状況によっては廃止、もしくは近隣に代替可能な橋梁が存在しているような場合には、集約も視野にいれて検討していくことが必要です。

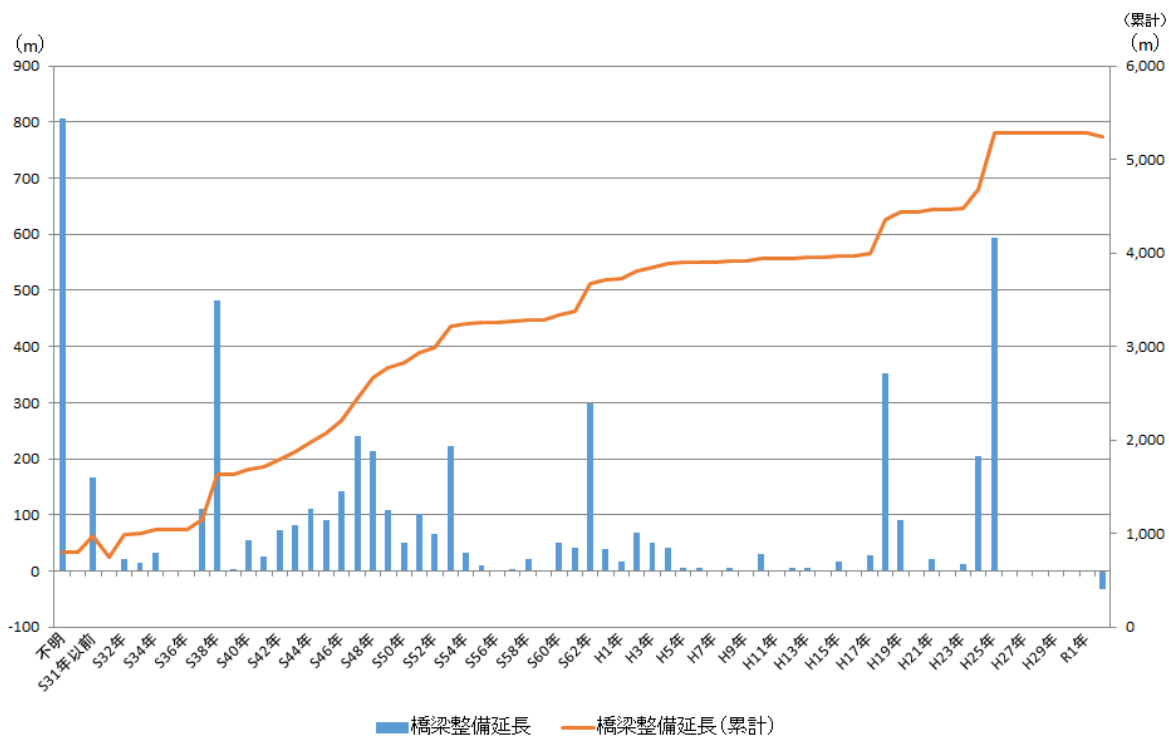


図 21 橋梁の整備推移（延長）

③公園・緑地等（都市公園）

本市が保有する都市公園と都市公園以外の広場等を含めた公園・緑地等は 246 箇所
 で、面積は 1,783,834 m²となっており、県内屈指の公園整備規模を誇っています。市
 民一人当たりの公園整備面積は 16.74 m²となっており、「都市公園法施行令第 1 条の 2」
 に規定する「公園標準整備面積 10 m²以上」を大きく上回っています。

こうした公園の整備により、美しい街並み景観と併せ、身近に緑を感じることができ
 る良好な住環境を創出し、「緑豊かな各務原市」として本市の魅力を高めています。
 少子高齢化に伴い公園に対する需要の変化が生じており、市民参画による利用者ニーズ
 に合わせた公園のリニューアルや機能的な統廃合が必要です。

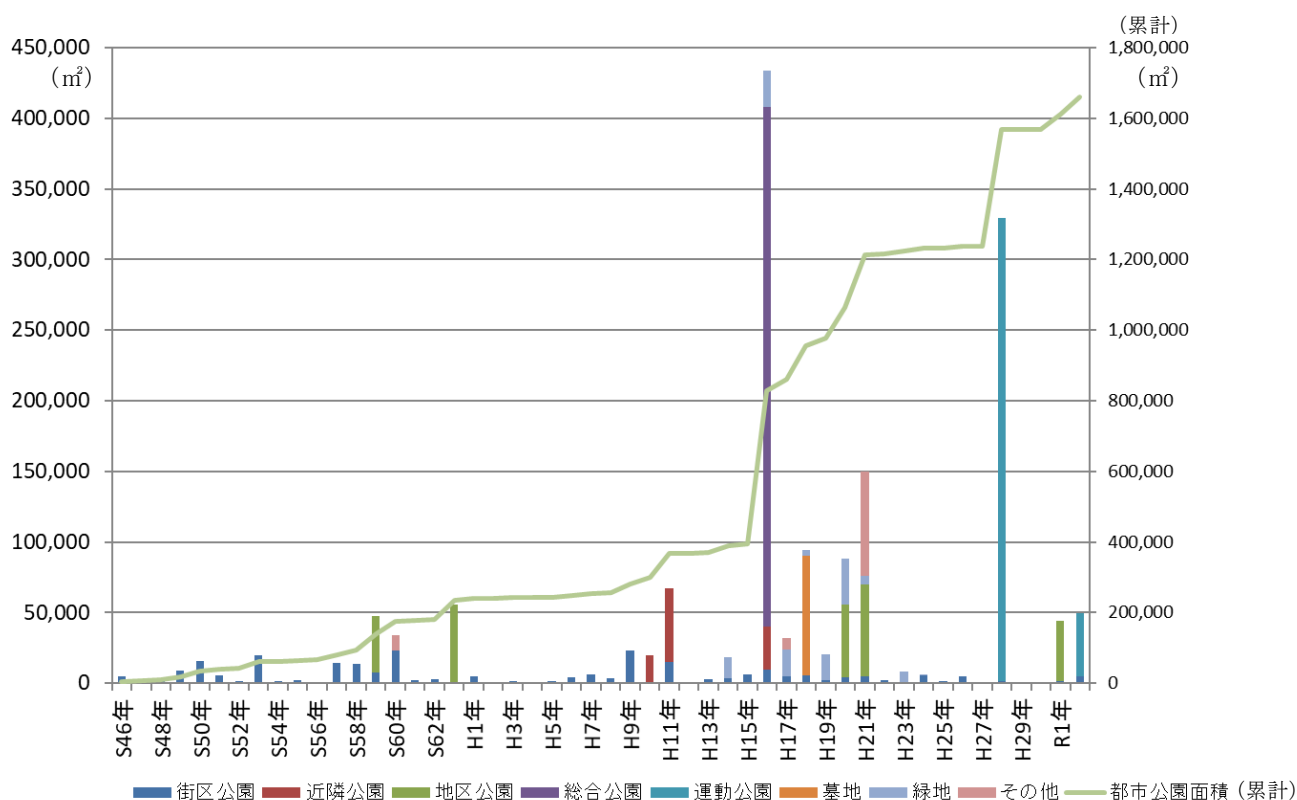


図 22 都市公園の整備推移 (面積)

④農業用水路

農地は食料生産の役割を担うだけでなく、自然環境の保全や減災、美しい田園風景の形成など多面的な機能を有しています。中でも農業振興地域内農用地に指定された農地の57.8%にあたる464haで稲作を中心とした水田農業が行われており、優良な農地の確保と保全のため、用水路を中心に491,627mの農業用水路を保有しています。

また、平成23年度に整備が完了した総延長24,553mの岐阜中流パイプラインにより、安定して水量確保を構築する仕組みが整っています。

今後も安定した農業生産活動を支えるため、適正に農業用水路の保全・改修を行うことが必要です。

⑤上水道

上水道は、市民生活や経済活動に欠くことのできない重要なライフラインであり、本市では、地下水を水源とした水道水を安定して供給しています。保有する施設は、水道原水を汲み上げる取水ポンプ場が27箇所、水質を管理し地域に届ける水源地が5箇所、安定した供給に欠くことのできない配水池が13箇所、そして、これらの施設をつなぐ水道管路の総延長は815,369mとなっています。

昭和43年に公営企業に移行して以来、自立した経営を確立していますが、将来にわたり良質な水道水を安定して供給できるよう、水道管路の耐震化及び水道施設の計画的な更新を図るなど、更なる経営の安定化に向けた取組みが必要です。

⑥下水道

下水道（污水）は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全など重要な役割を担っています。本市では、昭和57年以降、計画的に整備を推進したことにより、令和2年度末現在の下水道普及率は約82.5%、保有する管渠の延長は656,945m、マンホールポンプ施設は17箇所となっています。

また、下水道（雨水）は、年々激化する局地的な豪雨による家屋の浸水や道路冠水などの被害を防ぐため、これまで整備を推進し、管渠の延長は58,967mとなっています。

なお、下水道事業会計は令和2年4月に公営企業会計に移行し、将来にわたり持続可能な経営基盤の強化を図っています。

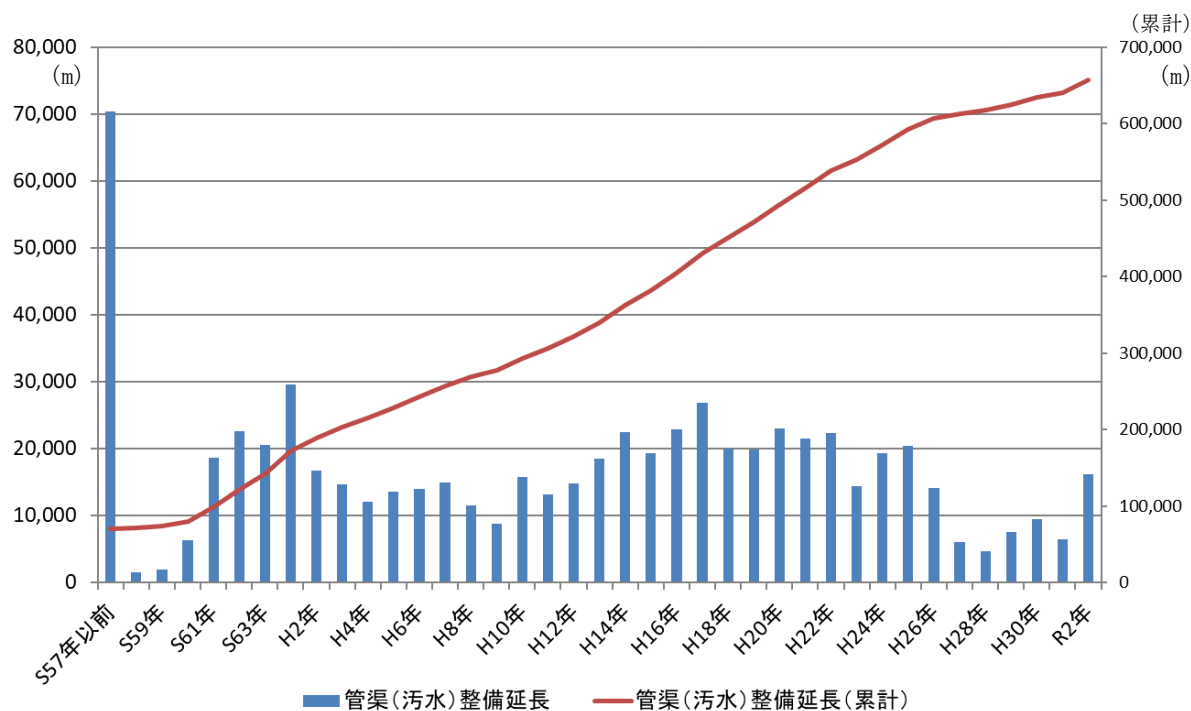


図 23 下水道（污水）の整備推移（延長）

(3) プラント系施設の現状

プラント系施設の保有状況は、以下のとおりとなっています。

(令和3年3月31日現在)

会計	種類	分類	施設数 (箇所)	延床面積 (㎡)
普通 会計	環境衛生施設	北清掃センター	1	15,512
		クリーンセンター	1	3,149

表5 プラント系施設の内訳

本市が保有するごみ処理施設の北清掃センターは、ごみを高温で溶融する高温ガス化溶融炉を採用しています。これにより、最終排出される溶融メタルは精錬所に送られ鉄に生まれ変わり、溶融スラグは埋戻材やコンクリートの骨材として各種公共事業などでも使用されています。また、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電するなど、環境に配慮した処理施設となっています。

現在の施設は、平成15年の稼動から18年経過しており、今後、基幹的設備の計画的な改修により施設の延命化を実現することが必要です。

また、し尿処理施設のクリーンセンターは、平成2年の稼動から既に31年経過していますが、平成26年度には処理水の放流先を公共下水道へ変更したことで処理設備の簡素化が図られ、平成30年度から令和2年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を実現しました。

今後も引き続き、環境の保全に向けて定期的に点検を行い、必要な措置を計画的に講じ、適切な施設運営に向けて取り組むことが必要です。

2 有形固定資産減価償却率の推移

「有形固定資産減価償却率」は、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合によって算出される指標で、資産の老朽化の進行に伴い数値は上昇します。本市では、償却資産が増加した一方、その割合よりも減価償却累計額が増加したため、上昇傾向にあります。

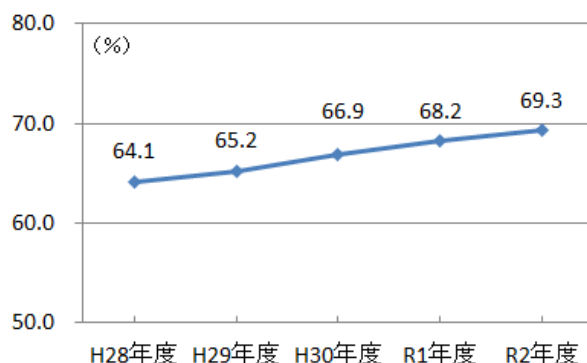


図24 有形固定資産減価償却率

3 施設の利用状況

市内には、市民等の利用目的に応じて様々な公共施設が配置されており、その利用状況は次のとおりとなっています。なお、施設の設置目的によって利用形態や利用圏域が異なるため、市全域や市外に及ぶ集客施設、大規模スポーツ施設などの「広域施設」と利用される方の数や区域(利用圏域)がある程度定まっている集会所や公民館などの「地域施設」にまとめています。

○広域施設の利用状況

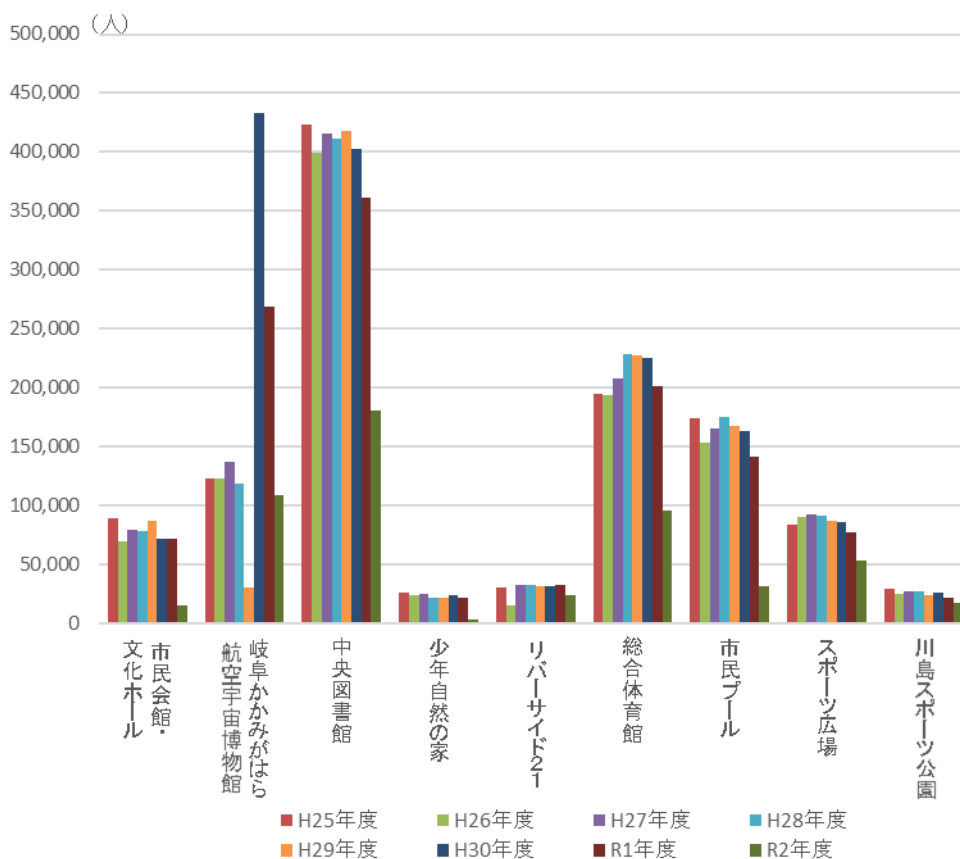


図 25 広域施設の利用状況

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時閉館などの措置をとったため、利用者数が著しく減少

※岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の平成29年度はリニューアル工事のため一時閉館

○地域施設の利用状況

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、閉館などの措置をとったため、利用者数が著しく減少しましたが、制限解除後は引き続き一定の利用需要が見込まれます。

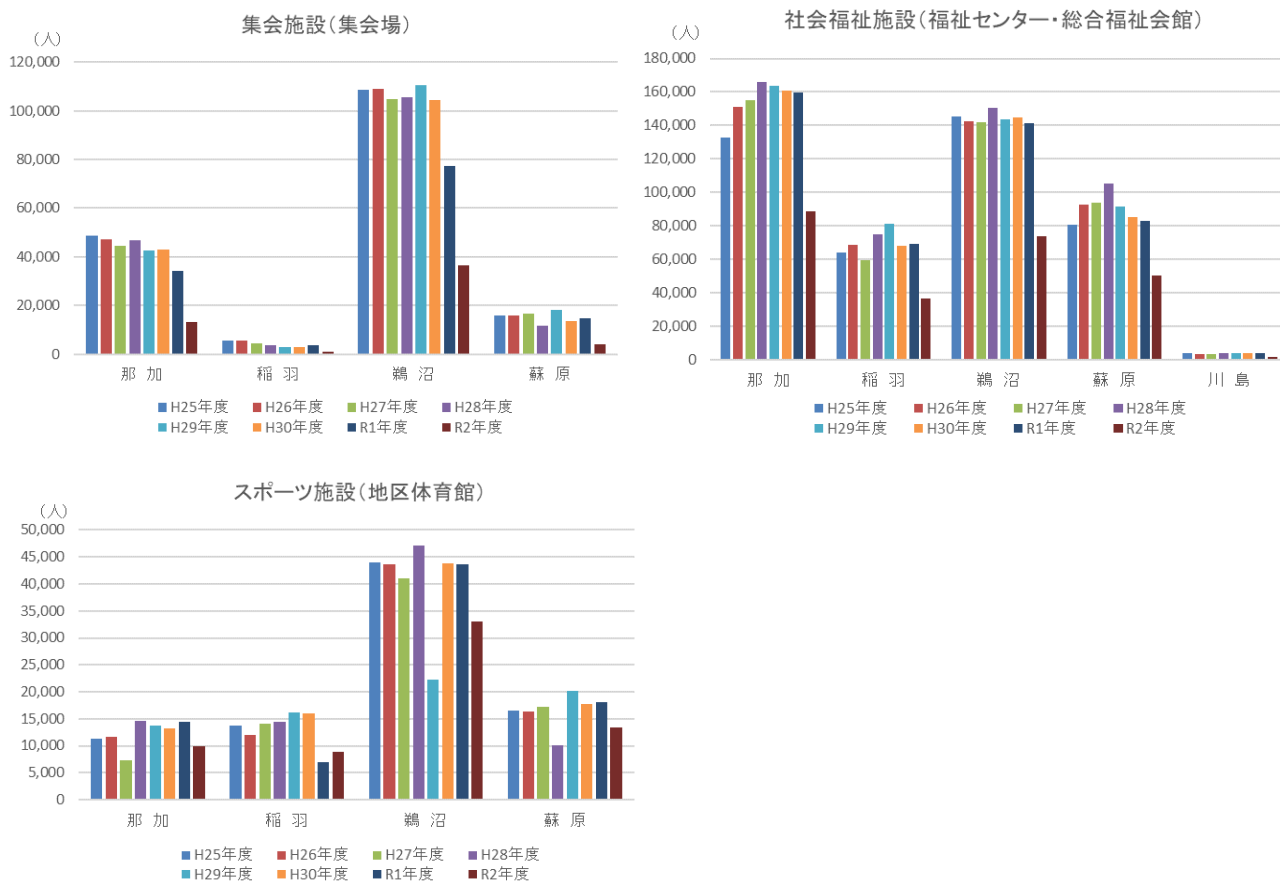


図 26 地域施設の利用状況

4 維持更新費用に関する将来見込み

現在、本市が保有する公共施設等を、将来も同種、同規模で保有し続ける場合の維持更新費用について、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」を基に更新期限を設定して単純更新を実施した場合と、個別施設計画に基づき長寿命化対策を実施した場合の2つの方法で試算しました。

また、公共施設等の使用期間は長期にわたることから、試算についても長期的な視点が必要となるため、40年間を試算期間としました。

※長寿命化対策の具体的な方策については、P33「《基本方針2》計画的な維持管理と長寿命化の推進 ○長寿命化の推進」参照

※試算条件は、P45 参考資料「維持更新費用の試算条件」参照

(1) 維持更新費用（単純更新）の試算結果

①公共建築物

普通会計における公共建築物に係る単年度当たりの維持更新費用は 42.0 億円となり、今後 40 年間では 1,678.3 億円となりました。

今後の 10 年間では、昭和 40 年代半ばから昭和 60 年代前半にかけて一斉に整備された公共建築物のうち、主に学校教育系施設を中心に大規模修繕が発生し、多額の費用が必要となる結果になりました。

その後は、一旦は落ち着くものの、令和 10 年代後半から令和 20 年代前半にかけて、学校教育系施設に加え、他の施設の更新時期が重なることもあり、再び多額の費用が必要となります。

令和 33 年以降は、これまでの学校教育系施設の更新が落ち着く一方で、中央図書館や産業文化センターなどの社会教育系施設や行政系施設が更新時期を迎えることとなります。

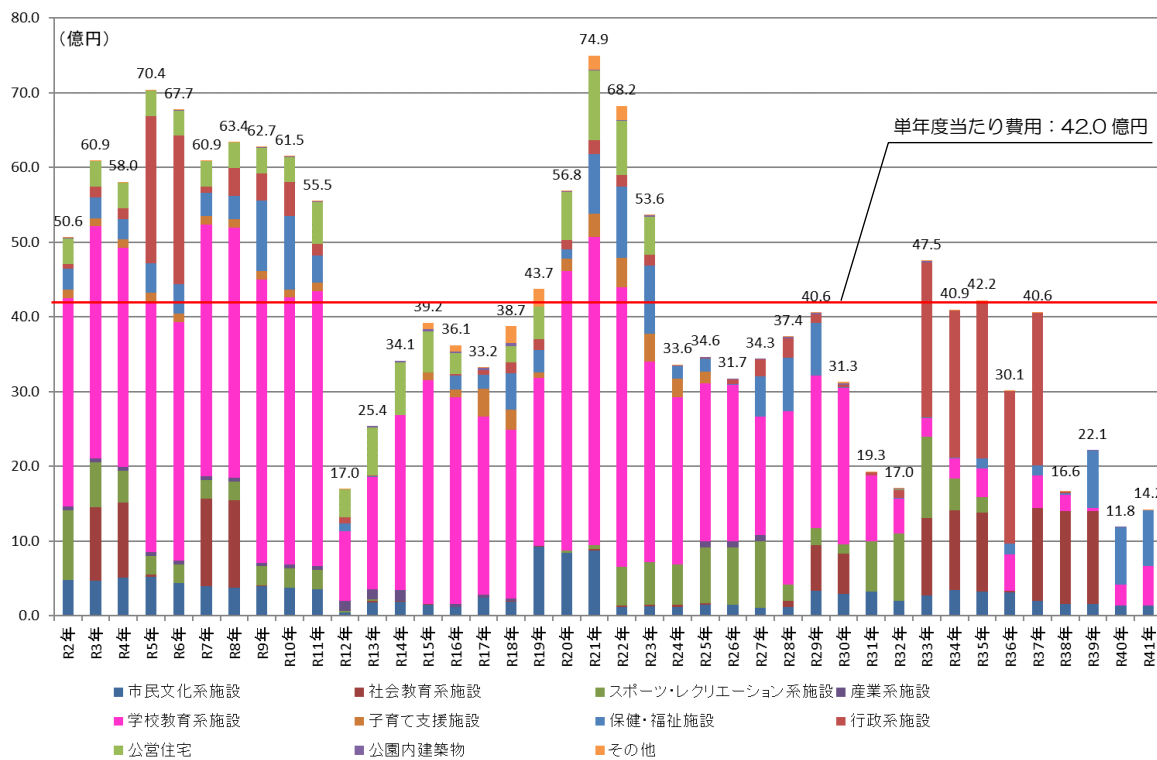


図 27 年度別維持更新費用（単純更新）

次に、40年間の維持更新費用の内訳をみると、学校教育系施設が全体の約半数を占める836.2億円(50%)となり、次いで行政系施設が179.3億円(11%)、保健・福祉施設が136.4億円(8%)の順となっています。

また、今後40年間の公営企業会計における公共建築物に係る維持更新費用の総額は、22.5億円となり、単年度当たりの費用に換算すると0.6億円となりました。

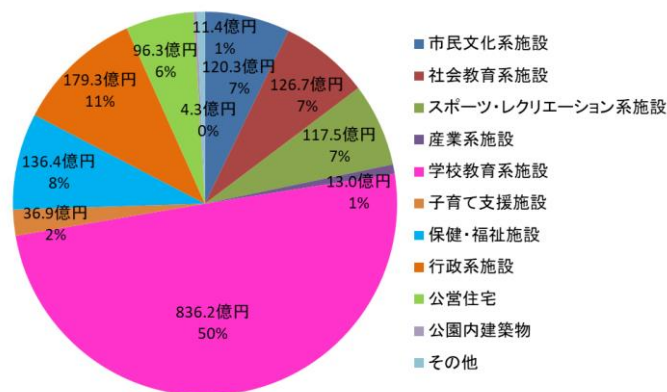


図 28 維持更新費用（単純更新）の内訳

②インフラ資産

インフラ資産の多くは、高度経済成長期に整備されてきた背景から、今後の維持更新費用が時期的に集中することとなり、事後保全型の維持管理手法では、全体費用が増大することが見込まれます。

普通会計におけるインフラ資産に係る単年度当たりの維持更新費用を試算すると、道路は22.7億円、橋梁は3.4億円、公園・緑地等は1.8億円、農業用水路は1.1億円、合計は29.0億円となり、今後40年間では、道路は908.9億円、橋梁は137.0億円、公園・緑地等は71.0億円、農業用水路は44.0億円、合計は1,160.9億円となりました。

区分	数量	単位	年額 (億円)	40年間総額 (億円)
道路	6,766,122	m ²	22.7	908.9
橋梁	48,379	m ²	3.4	137.0
公園・緑地等	1,783,834	m ²	1.8	71.0
農業用水路	516,180	m	1.1	44.0
合計			29.0	1,160.9

表 6 インフラ資産（普通会計）の試算内訳（単純更新）

区分ごとの内訳は、道路が 908.9 億円 (78%)、橋梁が 137.0 億円 (12%)、公園・緑地等が 71.0 億円 (6%)、農業用水路が 44.0 億円 (4%) となっており、道路及び橋梁を合わせると 1,045.9 億円で、90%以上を道路関連施設が占めています。

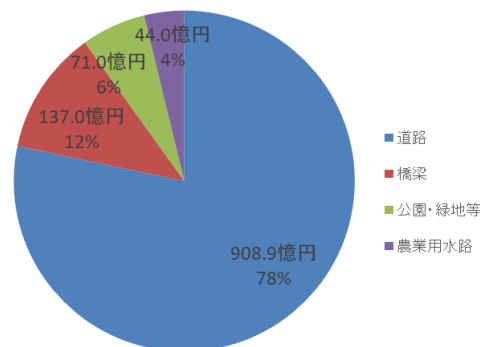


図 29 区分ごとの内訳 (単純更新)

また、公営企業会計におけるインフラ資産である上下水道の単年度当たりの維持更新費用は、上水道は 15.6 億円、下水道は 10.5 億、合計は 26.1 億円となり、今後 40 年間では、上水道は 623.9 億円、下水道は 419.6 億円、合計は 1,043.5 億円となりました。

区分	数量	単位	年額 (億円)	40年間総額 (億円)
上水道	815,369	m	15.6	623.9
下水道	715,912	m	10.5	419.6
合計			26.1	1,043.5

表 7 インフラ資産 (公営企業会計) の試算内訳 (単純更新)

③プラント系施設

プラント系施設に係る単年度当たりの維持更新費用の合計は 6.8 億円、今後 40 年間では 270.5 億円となりました。

今後、基幹的設備の維持管理・修繕や大規模改修が見込まれており、多額の費用が必要となります。

(2) 維持更新費用 (長寿命化対策) の試算結果

①公共建築物

普通会計における公共建築物に係る単年度当たりの維持更新費用は 36.8 億円、今後 40 年間では 1,471.6 億円となり、単純更新と比較すると、長寿命化対策を行うことによって 206.7 億円の削減が見込まれます。

個別施設計画を基に適切な長寿命化対策を行うことで、単純更新では多額の費用負担が見込まれていた時期 (今後 10 年間及び令和 10 年代後半から令和 20 年代前半) を平準化させ、財政負担の軽減に繋げることができます。

しかしながら、公共建築物全体に占める学校教育系施設の割合は依然として高く、さらに令和40年からは産業文化センターなどの行政系施設が更新時期を迎えることとなるため、将来的には多額の費用が必要となります。

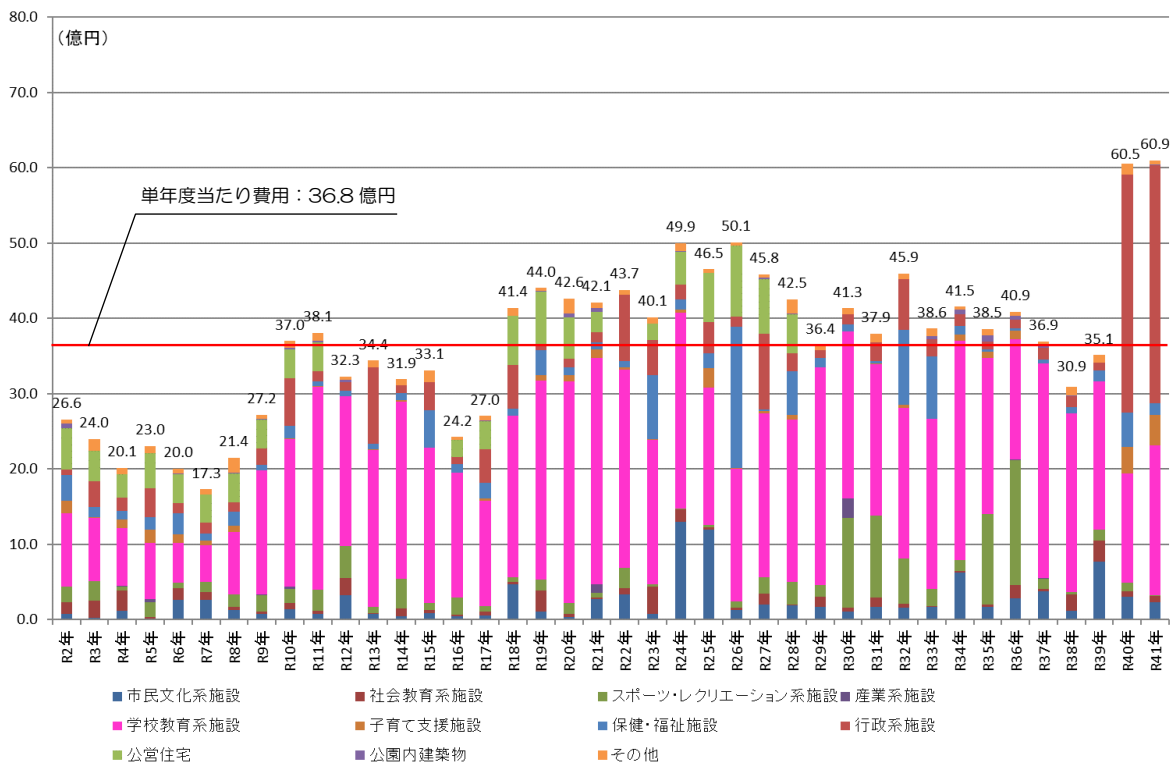


図 30 年度別維持更新費用（長寿命化対策）

次に、40年間の維持更新費用の内訳をみると、学校教育系施設が全体の約半数を占める774.4億円(53%)となり、次いで行政系施設が172.4億円(12%)、スポーツ・レクリエーション系施設が111.6億円(8%)の順となっています。

また、今後40年間の公営企業会計における公共建築物に係る維持更新費用の総額は19.6億円、単年度当たりの費用に換算すると0.5億円となりました。



図 31 維持更新費用（長寿命化対策）の内訳

②インフラ資産

普通会計におけるインフラ資産に係る単年度当たりの維持更新費用は、道路は 22.0 億円、橋梁は 2.1 億円、公園・緑地等は 1.5 億円、農業用水路は 1.1 億円、合計は 26.7 億円となり、今後 40 年間では、道路は 882.4 億円、橋梁は 82.2 億円、公園・緑地等は 61.0 億円、農業用水路は 44.0 億円、合計は 1,069.6 億円となりました。

単純更新と比較すると、長寿命化対策を行うことによって 91.3 億円の削減が見込まれます。

区 分	数 量	単 位	年額 (億円)	40年間総額 (億円)
道路	6,766,122㎡	㎡	22.0	882.4
橋梁	48,379㎡	㎡	2.1	82.2
公園・緑地等	1,783,834㎡	㎡	1.5	61.0
農業用水路	516,180m	m	1.1	44.0
合計			26.7	1,069.6

表 8 インフラ資産（普通会計）の試算内訳（長寿命化対策）

区分ごとの内訳は、道路が 882.4 億円（82%）、橋梁が 82.2 億円（8%）、公園・緑地等が 61.0 億円（6%）、農業用水路が 44.0 億円（4%）で、道路及び橋梁を合わせると 964.6 億円となっています。

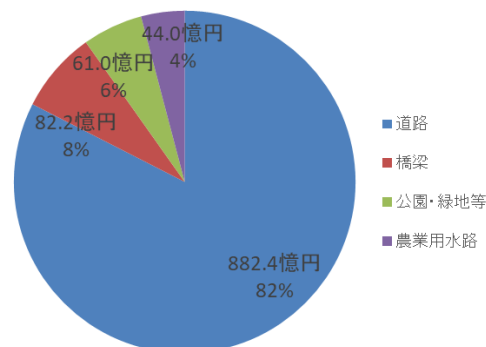


図 32 区分ごとの内訳（長寿命化対策）

また、公営企業会計におけるインフラ資産である上下水道の単年度当たりの維持更新費用は、上水道は 11.2 億円、下水道は 4.4 億円、合計は 15.6 億円となり、今後 40 年間では、上水道は 448.3 億円、下水道は 174.0 億円、合計は 622.3 億円となりました。

区 分	数 量	単 位	年額 (億円)	40年間総額 (億円)
上水道	815,369	m	11.2	448.3
下水道	715,912	m	4.4	174.0
合計			15.6	622.3

表 9 インフラ資産（公営企業会計）の試算内訳（長寿命化対策）

③プラント系施設

プラント系施設に係る単年度当たりの維持更新費用の合計は 6.5 億円となり、今後 40 年間では 259.4 億円となりました。

単純更新と比較すると、長寿命化対策を行うことによって 11.1 億円の削減が見込まれます。

また、基幹的設備を延命化することで、省エネルギー性能の向上や施設消費電力の削減が図られ、二酸化炭素排出量削減の効果も期待できます。

5 将来の充当可能額

将来の充当可能額については、直近 5 年間の投資的経費から、大型備品や車両の購入費、他団体に対する整備助成・負担金などを控除し、総合管理計画で対象としている公共施設等の改修・更新等に要した費用のみを抽出し、算定しました。

その結果、単年度当たりの充当可能額は、普通会計の公共建築物で 35.8 億円、インフラ資産で 26.3 億円、プラント系施設で 5.3 億円、公営企業会計のインフラ資産で 9.2 億円となりました。

(億円)

会計	対象物件	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	平均年額
普通会計	公共建築物	49.0	40.6	16.7	26.2	46.7	35.8
	インフラ資産	23.7	27.0	24.3	31.3	25.4	26.3
	プラント系施設	1.7	1.4	3.2	16.2	4.2	5.3
公営企業会計	インフラ資産	7.4	6.4	8.3	11.2	12.6	9.2
合計		81.8	75.4	52.5	84.9	88.9	76.6

・公営企業会計の公共建築物については、過去 5 年間のうちに改修・更新等に要した費用はなかったため、掲載していない

表 10 直近 5 年間の推移

これにより、公共施設等の維持更新費用に対する将来の充当可能額を、単年度当たりで 76.6 億円、40 年間の総額では 3,064 億円と推定しました。

(億円)

会計	対象物件	年額	40年間総額
普通会計	公共建築物	35.8	1,432
	インフラ資産	26.3	1,052
	プラント系施設	5.3	212
公営企業会計	公共建築物	9.2	368
	インフラ資産		
合計		76.6	3,064

・公営企業会計の公共建築物については、過去 5 年間のうちに改修・更新等に要した費用はなかったため、インフラ資産とまとめて記載

表 11 将来の充当可能額

6 維持更新費用（長寿命化対策）の効果額及び充当可能額との比較

今後 40 年間、長寿命化対策した場合の維持更新費用を試算した結果、総額は 3,442.5 億円となり、単純更新した場合の維持更新費用に比べ 733.2 億円の削減となりますが、将来充当可能額 3,064 億円と比べると、378.5 億円の財源不足が見込まれます。

経費区分		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	単純更新 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額 (④-⑤)	将来の充当可能 額 (⑥)	過不足額 (⑥-④)
普通会計	公共建築物 (a)	89.7	508.3	873.6	1,471.6	1,678.3	△ 206.7	1,432.0	▲ 39.6
	インフラ資産 (b)	75.8	-	993.8	1,069.6	1,160.9	△ 91.3	1,052.0	▲ 17.6
	プラント系施設 (c)	79.6	165.1	14.7	259.4	270.5	△ 11.1	212.0	▲ 47.4
	計 (a+b+c)	245.1	673.4	1,882.1	2,800.6	3,109.7	△ 309.1	2,696.0	▲ 104.6
公営企業会計	公共建築物 (d)	2.6	4.1	12.9	19.6	22.5	△ 2.9	368.0	▲ 273.9
	インフラ資産 (e)	232.2	154.0	236.1	622.3	1,043.5	△ 421.2		
	計 (d+e)	234.8	158.1	249.0	641.9	1,066.0	△ 424.1	368.0	▲ 273.9
合計 (a+b+c+d+e)		479.9	831.5	2,131.1	3,442.5	4,175.7	△ 733.2	3,064.0	▲ 378.5

表 12 今後 40 年間の維持更新費用（長寿命化対策）の効果額及び充当可能額との比較

次に短期的な見通しとして直近 10 年間を試算したところ、長寿命化対策した場合の維持更新費用は、総額 781.7 億円となり、単純更新した場合の維持更新費用に比べ 488.4 億円の削減となりますが、将来充当可能額 766 億円と比べると、15.7 億円の財源不足が見込まれます。

なお、今後 10 年程度の短期的な見通しについては、充当可能な財源（国費や地方債等）を概算で見込むことも可能であると判断し、普通会計は普通建設事業費に対する国費や地方債の充当割合、公営企業会計は建設改良費に対する国費や企業債の充当割合を過去 5 年間の実績からそれぞれ算出しています。

経費区分		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	単純更新 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額 (④-⑤)	将来の充当可能 額 (⑥)	財源見込み
普通会計	公共建築物 (a)	21.9	195.2	37.4	254.5	611.4	△ 356.9	358.0	国費19%、地方債20%等の 充当を見込む
	インフラ資産 (b)	19.0	-	248.5	267.5	290.2	△ 22.7	263.0	
	プラント系施設 (c)	19.9	80.1	0.0	100.0	99.0	1.0	53.0	
	計 (a+b+c)	60.8	275.3	285.9	622.0	1,000.6	△ 378.6	674.0	
公営企業会計	公共建築物 (d)	0.7	3.5	0.0	4.2	8.6	△ 4.4	92.0	国費21%、企業債35%等の 充当を見込む
	インフラ資産 (e)	58.0	38.5	59.0	155.5	260.9	△ 105.4		
	計 (d+e)	58.7	42.0	59.0	159.7	269.5	△ 109.8	92.0	
合計 (a+b+c+d+e)		119.5	317.3	344.9	781.7	1,270.1	△ 488.4	766.0	

表 13 今後 10 年間の維持更新費用（長寿命化対策）の効果額及び充当可能額との比較

7 現状と課題の整理

これまで述べてきた、本市の人口推計や財政状況、保有する公共施設等に関する現状について分析を行った結果、以下の課題等が抽出されます。

- 本市では特に、昭和40年代半ば以降に集中的に整備された学校教育系施設を中心に、今後、多くの改修や更新が必要
- 長寿命化対策をした場合、単純更新した場合との比較では、40年間で733.2億円の削減になるが、378.5億円の財源不足が見込まれる
- 今後の財政見通しを踏まえ、限られた財源の中で、公共施設等の維持更新費用に係る財源不足をいかにして縮減し、維持更新費用の軽減と平準化を図るかが課題
- 今後、公共施設等の老朽化が進行する中、人口減少や少子高齢化の進展等により、地域コミュニティの希薄化なども懸念されることから、市民ニーズや社会情勢の変化に対応するほか、地域特性等にも配慮した柔軟な対応が必要

第4章 公共施設等マネジメント基本方針

1 計画期間

総合管理計画は、公共施設等の寿命が長期に及ぶことや将来の人口や財政見通し等をもとに中長期的な視点が不可欠であること、また、今後の公共建築物の改修や更新時期を考慮し、令和4年度から令和23年度までの20年間を対象期間とします。

2 目標

本市の公共建築物は、財政の見通しや人口減少、少子高齢化の進展により、将来にわたり現在と同種、同規模で保有し続けることは困難な状況です。そのため、DX（デジタルトランスフォーメーション）社会の進展、民間事業の充実など様々な社会経済情勢の変化の中で、これまで求められてきた公共建築物の役割や機能を、「総量抑制」を念頭に置いた上で、複雑・多様化する市民ニーズや地域課題に的確に対応しながら、必要性の高いサービスへ転換するとともに、施設の適正な維持管理と長寿命化を一層推進し、財政負担の軽減と平準化を図ることが重要です。

一方、インフラ資産・プラント系施設については、市民の暮らしを支える社会基盤が形成されている実情を考慮すると、総量抑制は困難と考えられますが、財政状況等を踏まえ、計画的かつ効率的な維持管理・修繕・更新を実施するとともに、利用状況の変化に注視し、新規需要への対応や市民ニーズに合わせた改修等も併せて推進していくことが求められています。

以上のことを踏まえ、将来にわたり、市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立した都市経営の確立を目指すため、本市の公共施設等に対する目標を以下のとおり示します。

【目標】

・・・ 市民サービスの維持・向上を実現できる

持続可能で自立した都市経営の確立に向けて ・・・

- 公共建築物の施設総量の適正化に努めます。
- 公共施設等の長寿命化の推進と維持更新費用の軽減・平準化に努めます。
- 効率的な施設運営による維持管理経費の縮減に努めます。

3 基本方針と取組み

目標達成に向けた基本方針と、その取組内容を以下のとおり示します。

◀基本方針1▶ 施設総量の適正化の推進

○ 「量」と「質」の最適化による適正な施設配置の推進

公共建築物の状況や利用実態の把握、周辺施設との配置バランス、施設の役割などを踏まえ、その必要性等を十分に検証した上で、行政サービスの水準を維持できるよう、「量」と「質」の最適化を図るとともに、市民ニーズの変化や地域の実情に応じた適正な施設配置を推進します。

○ 施設の集約化（統合）、複合化、多機能化、転用、廃止の検討

社会的なニーズにより新たな公共建築物の建設が必要な場合や、既存の公共建築物の大規模修繕や更新を行う場合には、総量抑制を前提に、提供すべき行政サービスの水準や施設機能、施設の利用状況、地域特性等を十分に検証した上で、同種の機能を持つ施設の集約化（統合）や異なる機能を持つ施設の複合化・多機能化、存在意義の薄れた施設の転用や廃止などについて柔軟な視点で検討します。

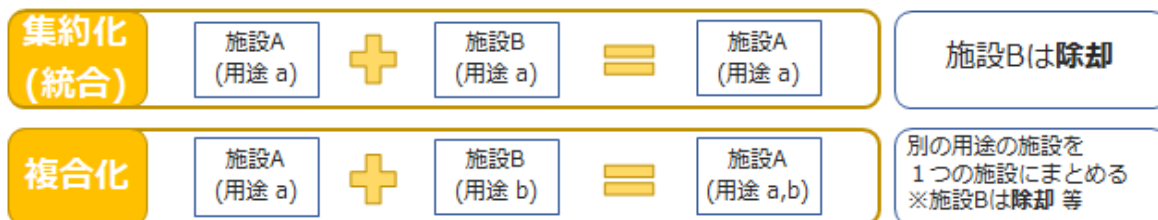


図 33 総量抑制のイメージ

○ 施設の規模縮小の検討

公共建築物の更新時において、引き続き、単独の用途による利用形態が必要な施設については、施設の利用状況や必要な施設機能等の行政需要を十分に検証するとともに、長期を見通したライフサイクルコストの縮減を図ることができるよう、施設規模の縮小を検討します。

○ 広域連携による施設の相互利用や共同設置の検討

公共建築物によっては、複数の自治体による広域的な対応が効率的かつ効果的な場合もあるため、同一生活圏を構成する周辺自治体との広域連携による施設の相互利用や共同設置の可能性を検討します。

《基本方針2》 計画的な維持管理と長寿命化の推進

○ 点検・診断の実施による安全性の確保

公共施設等の劣化や機能低下を未然に防ぎ、長期にわたり安全・安心かつ快適に利用できるよう、定期的な点検・診断を実施する必要があります。そのため、日常及び定期的な自主点検を実施するとともに、法令等に基づく定期点検の着実な実施により、劣化や損傷状況を的確に把握し、施設の安全確保を図ります。

○ 計画的な維持管理の推進

不具合が発生してから修繕等を実施する、「事後保全」型の維持管理ではなく、個別施設計画に基づき、施設の劣化状況を把握し、不具合が発生する前に計画的に修繕等を実施する「予防保全」型の維持管理を推進し、劣化範囲の拡大を抑制することで維持管理コストの縮減及び平準化を図ります。

○ 長寿命化の推進

定期的な点検・診断の実施と予防保全型の維持管理を推進することにより、施設を健全な状態で維持しながら、使用年数の延長を図るとともに、個別施設計画に基づき、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び平準化を図ります。

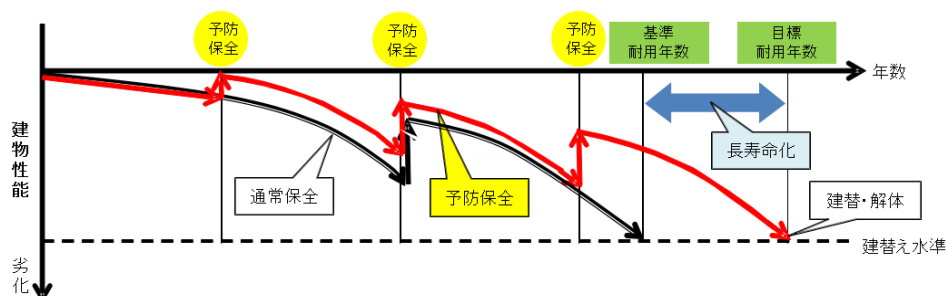


図 34 長寿命化とコストの変化

○ 耐震化の推進

公共建築物の多くは、災害時には避難場所等としても活用されるため、耐震化を着実、計画的に実施しており、耐震化が完了していない一部の建築物については改修時期等を踏まえ順次対応していきます。また、橋梁や上下水道施設については、市民生活における重要性や緊急性等の観点から優先度を判断し、引き続き耐震化を推進します。

○ ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の改修、更新等を行う際には、高齢者、妊婦、障がい者などが社会生活をしていくうえで障壁となるものを取り除くために取り組んできたバリアフリー化に加

え、全ての人が利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

〈基本方針3〉 効率的な施設の運営と経費の削減

○ 施設運営経費の削減

設備機器の更新を行う際には、断熱性能の向上やLED照明等の高効率設備機器の導入等による省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用、電力自由化に対応した電力調達などにより光熱水費を抑制することで、施設運営経費の削減と環境負荷の低減を図ります。

○ 受益者負担の適正化

公共施設等の利用者と未利用者との負担の公平性、公正性を確保するため、社会経済情勢の変化を的確に捉え、施設の設置目的やサービスの性格、維持管理コストなどを踏まえた施設使用料や減免制度の見直しにより、受益者負担の適正化を図ります。

○ 市民協働、民間活力の導入

厳しい財政状況が続くと予想される中、複雑・多様化する市民ニーズに対応し、公共施設等の整備、更新、維持管理及び運営を継続的に行っていくためには、行政による対応だけでは限界があります。そのため、市民に身近な施設については、地域による維持管理や企画・提案など、市民参画を推進するとともに、民間委託や指定管理者制度、PPP/PFI^(※)手法の導入など、民間のノウハウや創意工夫、資金等の活用を図ることで、より一層、市民協働や民間活力の導入を推進します。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）…官と民が役割を分担し、公共施設の整備やサービスの提供、公有資産を活用した公共事業等を実施する手法の総称
PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）…民間の資金と経営能力、技術力等を活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等の業務の全部、または一部を民間が行うことで、民間が持つ自主性と創意工夫を発揮する制度

○ 未利用資産の有効活用

未利用資産のうち不要となった資産については、処分や貸付を行うなどし、歳入の確保又は有効活用を図ります。

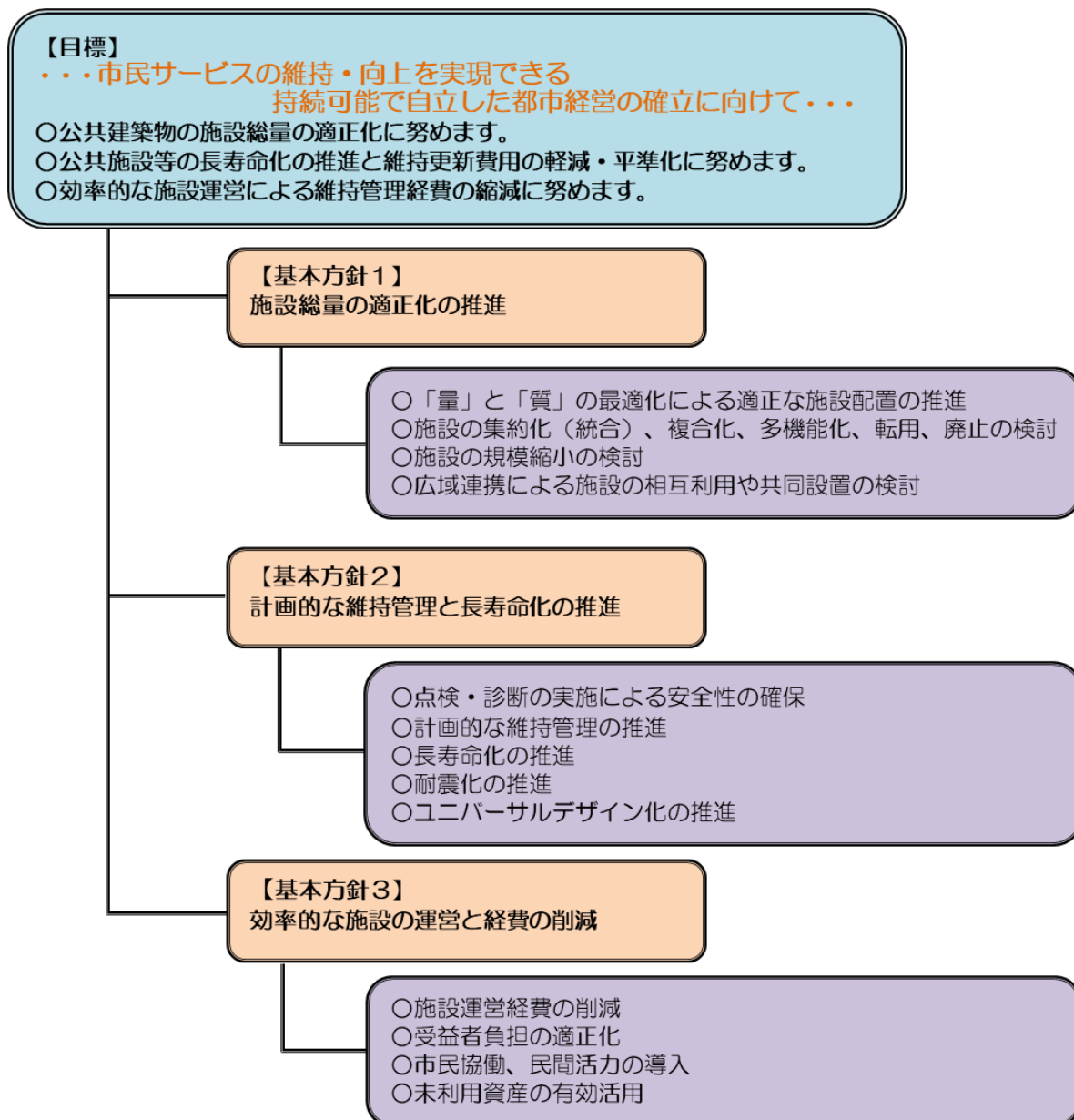


図 35 取組みの体系

4 施設類別に応じた基本方針

(1) 公共建築物

公共建築物の個別施設計画では、施設類別ごとに公共施設の維持管理や更新に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期などを定めています。

また、長期的な視点に立って、改修、建替え、統廃合などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化を図ることとしています。

これらのことを着実に推進し、将来のまちづくりを見据えた公共建築物の適正な配置と長寿命化を目指します。

○ 市民文化系施設

主 な 施 設	箇所数	40	延床面積	20,607 m ²
公民館、集会場、文化会館				

- ・文化会館は、本市の文化発信拠点として、今後も多くの市民に利用されることを考慮し、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- ・集会場や公民館は、地域コミュニティ活動の拠点として利用されていることや、地域の防災拠点としての機能を有していることを考慮し、現在の保有施設を今後も同様に維持することとしますが、更新を行う場合には、施設の利用実態等を踏まえ、他施設との複合化や集約化などについて検討します。

○ 社会教育系施設

主 な 施 設	箇所数	8	延床面積	23,806 m ²
中央図書館、もりの本やさん、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 村国座、天狗谷遺跡保存施設 等				

- ・中央図書館やもりの本やさんは、多くの市民に利用されることを考慮し、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- ・岐阜県と共同で設置する岐阜かかみがはら航空宇宙博物館は、航空宇宙技術発展の歴史をたどることができる、国内最大規模の希少価値の高い施設です。また、村国座などの文化財施設は、本市の歴史文化を後世に伝える大切な施設であり、これらの施設には代替性がないため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

○ スポーツ・レクリエーション系施設

主 な 施 設	箇所数	20	延床面積	23,212 m ²
市民球場、総合体育館、市民プール、地区体育館、川島スポーツ広場 弓道場、リバーサイド21、少年自然の家 等				

- ・安全かつ快適にスポーツ・レクリエーションを行うことができる環境づくりを念頭に置いて、現在利用されている施設の長寿命化や利便性の向上を図ります。
- ・施設の改修を行う際には、高齢者や障がい者が快適に利用できるようバリアフリー化を進め、使い勝手に配慮した環境づくりに努めるとともに、この取組みについて、市民に分かりやすく周知を行います。

- 老朽化等により大規模修繕や更新を行う場合には、今後予想される少子高齢化や人口減少を見据え、市民の利用ニーズや市域全体のバランスなどを考慮した上で、施設の集約化や再配置について検討します。
- 現在の総合体育館が抱える課題を解消し、市民のスポーツニーズに対応するとともに、健康づくりや文化活動などスポーツ以外の多様なニーズにも対応でき、防災拠点としての機能も併せ持った新たな総合体育館を建設します。なお、現在の総合体育館のあり方については今後、その利用実態等を踏まえ検討します。
- 近隣自治体との施設の相互利用や、更新を行う場合の共同設置などによる維持管理コストの縮減の可能性を検討します。

○ 産業系施設

主 な 施 設	箇所数	3	延床面積	1,996 m ²
南産業会館、東田町会館、勤労会館				

- 産業の発展と勤労者の福祉及び文化の向上を図るため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- 当初の施設設置目的に対し、その必要性や利用実態、施設の老朽具合等を勘察し、状況によっては、施設の用途変更や廃止などについて検討します。

○ 学校教育系施設

主 な 施 設	箇所数	29	延床面積	193,577 m ²
小学校、中学校、特別支援学校、給食センター 等				

- 各学校は、生徒の安全な学習環境の確保と災害時における地域の防災拠点としての機能を確保するため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- 今後、少子化の進展により、児童生徒数の減少が予想されることから、令和2年6月に策定した「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」に基づき、教育環境等の状況を見極めながら学校規模の適正化を柔軟に対応します。
- 学校の再編や更新が必要となる場合には、地域コミュニティの核となる学校の重要性を考慮し、保護者や地域の意向を十分に踏まえ、隣接学区との調整による統合や、周辺の公共施設機能との複合化、更新時の規模縮小など、地域活力を維持する観点から、多角的な視点で慎重に検討します。

- ・特別支援学校は、これまで市内にはなかった、知的障がい・肢体不自由・病弱の児童生徒が小中高一貫で学ぶことのできる新たな学校として整備します。なお、現在の校舎については、今後のあり方を検討します。
- ・給食センターは、学校規模の適正化と効率的な施設運営を念頭に置いて、給食調理場を単独校からセンター校への切り替えを検討するとともに、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

○ 子育て支援施設

主 な 施 設	箇所数	8	延床面積	8,886 m ²
保育所、子ども館				

- ・子育て支援施設は、今後も子育て家庭を支える拠点として広く活用を図ります。
- ・保育所は、女性の社会進出等により、今後も利用ニーズが高まってくることが予想されるため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- ・また、民間活力の活用を視野に入れた上で、今後の入所児童数の推移を見極めながら、公立保育所の配置・規模等の適正化について検討します。
- ・子ども館は、地域の子育て拠点として、親子のふれあいや子育て中の親同士の交流の場となることから、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

○ 保健・福祉施設

主 な 施 設	箇所数	21	延床面積	29,387 m ²
川島会館、慈光園、稲田園、福祉の里、総合福祉会館、福祉センター 東保健相談センター 等				

- ・保健・福祉施設は、高齢化の進展等により、施設の利用ニーズが高まってくることが想定されるため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- ・また、社会保障制度の見直しや、市民の福祉ニーズの多様化に柔軟に対応するため、施設の利用形態の見直しにより、保有する施設の積極的な活用を図ります。
- ・今後、施設の老朽化の進行や利用者数の大幅な減少がある場合には、他施設との複合化や統廃合などについて検討します。

○ 行政系施設

主 な 施 設	箇所数	53	延床面積	43,508 m ²
本庁舎、産業文化センター、消防本部、消防署所、大佐野倉庫、水道庁舎 等				

- 行政系施設は、市民の暮らしを支える重要な施設であるため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

○ 公営住宅

主 な 施 設	箇所数	3	延床面積	22,340 m ²
雄飛ヶ丘第1・第2市営住宅、旭ヶ丘市営住宅				

- 公営住宅は、住宅セーフティネットの中核としての役割を果たし、その入居需要は依然として高いことから、耐震化により居住者の安全を確保するとともに、計画的な設備機器の更新と修繕等により長寿命化を図ります。
- 一方、近年では、民間の賃貸住宅の空き家・空室が増加傾向となっていることから、大規模修繕や更新を行う場合には、民間の住宅供給状況や入居需要、本市の公的住宅確保水準等を考慮しながら、公営住宅のあり方について慎重に検討を進めた上、整備方針を決めていきます。

○ 公園内建築物

主 な 施 設	箇所数	76	延床面積	1,872 m ²
公園内建築物（管理棟、便所、倉庫 等）				

- 公園内建築物は、市民の交流や憩いの場としての公園を維持するために必要な施設であるため、計画的な修繕等により、長寿命化を図ります。

○ その他

主 な 施 設	箇所数	22	延床面積	5,389 m ²
瞑想の森市営斎場、瞑想の森合葬式墓地、公衆便所、駐輪場 等				

- 瞑想の森市営斎場は、市民生活にとって欠くことのできない施設であるため、今後も、施設の利用状況を把握しながら、適正な設備規模を保持するとともに、計画的な設備

機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

- 多くの人が往来する駅や観光地には、公共サービス提供の観点から、公衆便所や駐輪場などを整備していますが、今後も、施設の利用状況を踏まえ、継続して公共サービスを提供する必要がある場合には、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

(2) インフラ資産

インフラ資産の個別施設計画に基づき、定期的な点検・診断の実施による安全性の確保、予防保全型の維持管理による長寿命化、橋梁や上下水道施設の耐震化の推進などを着実、計画的に実施することにより、市民生活の根幹となるインフラ資産を良好な状態で次世代に引き継ぎ、持続可能で安全・安心なまちづくりを目指します。

○ 道路

- 交通量や路線の重要性に応じた管理手法を導入するとともに、計画的な点検・補修を実施し、維持管理コストの縮減及び平準化を図ります。
- 落石や法面崩壊など、道路交通に支障を及ぼす恐れのある箇所を中心に、道路付属物等についても点検を実施し、損傷や劣化の早期発見に努め、災害の未然防止と道路の安全確保を図ります。
- 道路の新設を行う場合には、財政状況や事業効果等を総合的に勘案し、整備方針を決めていきます。

○ 橋梁

- 道路法に基づく法定点検を実施するとともに、「各務原市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、必要な予防保全型による修繕を実施することで長寿命化を図り、維持管理コストの縮減及び平準化を図ります。
- また、修繕等の実施だけでなく、その橋梁の利用状況によっては廃止、もしくは近隣に代替可能な橋梁が存在しているような場合には集約も視野にいて、適宜計画を見直すこととします。
- なお、点検については、ドローンなどの建設ロボットの導入を積極的に取り入れ、点検費用の縮減に向けた取組みを推進します。
- 橋梁の耐震化は、交通量や道路網における路線の重要性、代替性を十分に検証し、優先順位を定めた上で、計画的に進めます。

○ 公園・緑地等

- ・遊具等の公園施設は、「各務原市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・更新を図ります。
- ・公園・緑地等の新規整備やリニューアル整備を行う場合には、計画策定段階から市民や地元自治会の参画と合意形成を図っていくことで、市民協働による維持管理体制を構築します。
- ・民間の開発行為により帰属された狭小公園は、利用状況や周辺の公園の配置状況などを踏まえ、地元自治会と協議の上、集約化などの再編を進めます。
- ・少子高齢化や環境問題、価値観の多様化など、社会情勢が変化する中、公園・緑地等のストック効果^(※)を一層高めるため、官民連携による管理運営を進めるとともに、多様化する市民ニーズに対応した公園・緑地等の多機能化を図ります。
- ・また、新たな行政需要を把握する中で、行政や地域の課題解決に向けた幅広い用途での活用など、これからのまちづくりに対応した新たな公園・緑地等の利活用について検討します。

※ストック効果…整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果

○ 農業用水路

- ・原則として転用が認められない農業振興地域内農地及び第1種農地（10ha以上の規模の一回の農地）については、今後も農地として適正に保全する必要があるため、計画的な修繕や改修により、農業用施設の長寿命化を図ります。

○ 上水道

- ・安全で安心な水道水を安定供給するため、効率的で健全な事業経営に努めるとともに、「各務原市水道事業経営戦略」等に基づき、水道管路の耐震化及び水道施設の計画的な更新を図ります。

○ 下水道

- ・公営企業会計へ移行したことにより、経営状況や財政状況の一層の明確化と経営の効率化、健全化を図るとともに、「各務原市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に施設の長寿命化や更新等を図ります。

(3) プラント系施設

プラント系施設の個別施設計画では、ストックマネジメントの考え方や効率的かつ安定的な操業を続けていくための最新技術の導入により、適正かつ安定したごみ処理、し尿処理の実践を目指しています。

これらのことを着実に推進し、将来のまちづくりを見据えたプラント系施設の長寿命化を図ります。

○ 環境衛生施設

- 環境衛生施設は、市民生活を支える上で欠くことのできない施設であるため、計画的な更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- 日常点検と定期点検を確実に実施し、設備の状態把握に努め、損傷箇所の早期発見、早期修繕により、持続的な施設の運用を図ります。
- また、基幹的な設備機器類については、耐用年数に応じた計画的な更新の実施により、長寿命化を図ります。

第5章 計画推進へ向けた取組み

1 庁内推進体制の構築

総合管理計画の対象は、本市が保有する全ての公共施設等であることから、全庁的な体制で取組みを推進するため、企画担当部門が中心となり、技術評価担当部門、財政担当部門、施設所管担当部門と連携しながら、公共施設等の総量管理や総合管理計画の進行管理を行います。

なお、技術評価担当部門においては、建築・電気・土木等の専門的な知識を持つ技術職員による法定点検を基に、専門的な観点から計画の管理を検証するとともに、将来にわたる技術職員の専門技術力の向上を目指し、継続的な養成にも取り組みます。

また、施設所管担当部門においては、「各務原市公有財産及び債権の管理に関する規則」に基づき、適正に各種情報を把握・管理するとともに、今後の計画、余剰施設の把握、施設の統廃合の検討のための基礎情報として活用し、公共施設等の維持管理の最適化・効率化に資するため、庁内での情報一元化及び共有化を図ります。

さらに、総合管理計画の推進にあたっては、すべての職員が、公共施設等の更新費用や財政状況、その将来見通しを十分に理解した上で、経営的な視点を持って取り組んでいくことが必要となるため、様々な機会を通じて、職員の公共施設等マネジメントに関する理解を深めるとともに、認識の共有や意識の醸成を図ります。

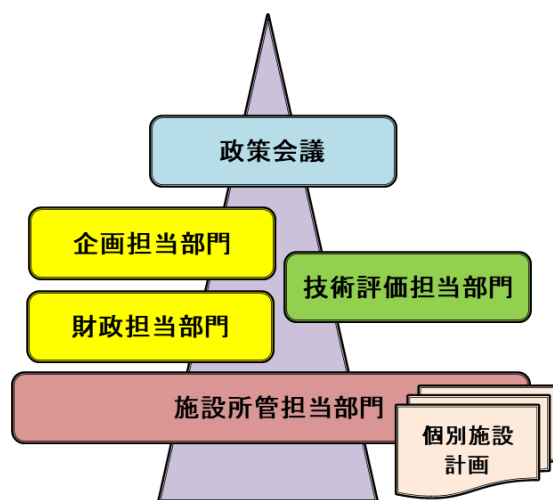


図 36 庁内推進体制

2 市民との情報共有

総合管理計画の取組みは、本市が保有する公共建築物の総量抑制等を基本とすることから、厳しい財政見通しや公共施設等の現状など取組みの背景や取組状況等について、市民や議会に対して、適時、情報提供を行い、市全体で認識の共有を図ります。

情報提供を行う際には、根拠のある客観的な数値データの提示や要点を絞り込んだ内容など、情報発信の方法を工夫し、分かり易く説明することで、理解が深まるよう努めます。

また、施設の廃止や統廃合等の見直しを行う場合には、その施設が市民全体の需要に即したものであるのか、利用状況等のデータや市民アンケートなどにより把握に努めるとともに、地域住民等の意向や周辺の代替施設の状況を踏まえ、見直しのあり方について調査・研究を行い、中長期的な視点を持って最適な方法を検討します。

3 フォローアップの実施方針

この総合管理計画に基づく取組みについては、施設所管課へのヒアリング等により、取組状況を確認するなど、定期的なフォローアップを実施します。こうした PDCA サイクルを継続的に行うことにより、総合管理計画の効率的・効果的な推進を図ります。

また、今回の改訂から5年後を目途に全般的な見直しを行うこととしますが、社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、適宜、見直しを行います。

4 地方公会計の活用

地方公会計の活用として、固定資産台帳や財務書類から施設類型別等の指標を分析して、公共施設等のマネジメントへの活用を図ります。

参考資料

維持更新費用の試算条件

(1) 単純更新

区分	前提条件・算定方法																		
試算期間	40年間（令和2年～令和41年）																		
公共建築物	総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」のとおり ・大規模修繕は、建築後30年を経過した後、2年間の修繕期間で実施することを基本とするが、令和2年時点で建築後31年以上50年未満を経過している場合は、令和2年から10年間の修繕期間で実施 ・更新は、建築後60年を経過した後、3年間の更新期間で実施 ・修繕単価及び更新単価は下表のとおり																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>修繕単価 (万円/㎡)</th> <th>更新単価 (万円/㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市民文化系施設 ○社会教育系施設 ○産業系施設 ○行政系施設</td> <td>25</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>○スポーツ・レクリエーション系施設 ○保健・福祉施設 ○その他</td> <td>20</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>○学校教育系施設 ○子育て支援施設 ○公園内建築物</td> <td>17</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>○公営住宅</td> <td>17</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>	種別	修繕単価 (万円/㎡)	更新単価 (万円/㎡)	○市民文化系施設 ○社会教育系施設 ○産業系施設 ○行政系施設	25	40	○スポーツ・レクリエーション系施設 ○保健・福祉施設 ○その他	20	36	○学校教育系施設 ○子育て支援施設 ○公園内建築物	17	33	○公営住宅	17	28			
	種別	修繕単価 (万円/㎡)	更新単価 (万円/㎡)																
	○市民文化系施設 ○社会教育系施設 ○産業系施設 ○行政系施設	25	40																
	○スポーツ・レクリエーション系施設 ○保健・福祉施設 ○その他	20	36																
○学校教育系施設 ○子育て支援施設 ○公園内建築物	17	33																	
○公営住宅	17	28																	
道路	総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」を基に、道路の更新年数を15年、更新単価を4,700円/㎡として試算 維持管理・修繕については、直近5年間における道路の修繕等に要した費用を基に試算																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(億円)</th> </tr> <tr> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>平均年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>1.4</td> <td>1.6</td> <td>1.7</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table>	(億円)						平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平均年額	1.4	1.5	1.4	1.6	1.7	1.5
(億円)																			
平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平均年額														
1.4	1.5	1.4	1.6	1.7	1.5														
橋梁	総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」を基に、橋梁の更新年数を60年、更新単価を425,000円/㎡として試算																		
公園・緑地等	直近5年間における公園・緑地等の維持管理・修繕、改修、更新等に要した費用を基に試算																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(億円)</th> </tr> <tr> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>平均年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6</td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> <td>1.4</td> <td>2.2</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table>	(億円)						平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平均年額	1.6	1.8	2.0	1.4	2.2	1.8
(億円)																			
平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平均年額														
1.6	1.8	2.0	1.4	2.2	1.8														

農業用水路	直近5年間における農業用水路の維持管理・修繕、改修、更新等に要した費用を基に試算 (億円) <table border="1"> <tr> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>平均年額</th> </tr> <tr> <td>0.9</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> </tr> </table>	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平均年額	0.9	1.1	1.1	1.2	1.2	1.1
平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平均年額								
0.9	1.1	1.1	1.2	1.2	1.1								
上水道	「各務原市水道事業経営戦略」における単純更新に要する費用を基に試算												
下水道	「下水道ストックマネジメント基本計画」における単純更新に要する費用を基に試算												
環境衛生施設	建築物については総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」による更新費用（修繕単価 200,000 円/m ² 、更新単価 360,000 円/m ² ）を基に試算 プラント系設備については、直近5年間における維持管理・修繕に要した費用及び今後予定している基幹的設備の大規模改修費用を基に試算 (億円) <table border="1"> <tr> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>平均年額</th> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td>1.9</td> <td>3.3</td> <td>1.8</td> </tr> </table>	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平均年額	1.5	1.2	1.3	1.9	3.3	1.8
平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平均年額								
1.5	1.2	1.3	1.9	3.3	1.8								

(2) 長寿命化対策

区分	前提条件・算定方法									
試算期間	40年間（令和2年～令和41年）									
公共建築物	各施設の個別施設計画で算出した費用を基に試算 倉庫等については、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」に準拠し、構造体に応じて目標使用年数を設定し試算									
道路	総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」を基に、1級市道については、「各務原市舗装修繕計画」における更新年数にて試算 <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>更新年数(年)</th> <th>更新単価(万円/m²)</th> </tr> <tr> <td>○1級市道</td> <td>20</td> <td>0.47</td> </tr> <tr> <td>○2級市道 ○その他市道</td> <td>15</td> <td>0.47</td> </tr> </table> 維持管理・修繕については、直近5年間における道路の修繕等に要した費用を基に試算	種別	更新年数(年)	更新単価(万円/m ²)	○1級市道	20	0.47	○2級市道 ○その他市道	15	0.47
種別	更新年数(年)	更新単価(万円/m ²)								
○1級市道	20	0.47								
○2級市道 ○その他市道	15	0.47								

橋 梁	<p>総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」を基に、更新年数については「各務原市橋梁長寿命化修繕計画」及び「道路橋示方書」による設計供用期間にて試算</p> <table border="1" data-bbox="560 409 1193 510"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 409 906 465">区 分</th> <th data-bbox="906 409 1050 465">更新年数 (年)</th> <th data-bbox="1050 409 1193 465">更新単価 (万円/㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 465 906 510">○橋 梁</td> <td data-bbox="906 465 1050 510">100</td> <td data-bbox="1050 465 1193 510">42.5</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	更新年数 (年)	更新単価 (万円/㎡)	○橋 梁	100	42.5
区 分	更新年数 (年)	更新単価 (万円/㎡)					
○橋 梁	100	42.5					
公園・緑地等	<p>更新費用は、直近5年間における公園・緑地等の維持管理・修繕、改修、更新等に要した費用を基に試算</p> <p>更新年数は、「各務原市公園施設長寿命化計画」を基に、公園内施設（ベンチ、フェンス、遊具等）について、使用見込み期間（単純更新）の1.2倍として試算</p>						
農業用水路	<p>「農業振興地域整備計画」において、一部の農業用水路については、長寿命化対策の方向性が示されているものの、農業従事者の高齢化及び減少に伴い、今後の農業用水路の維持管理に要する費用を試算することは困難であるため、直近5年間における農業用水路の維持管理・修繕、改修、更新等に要した費用を基に試算</p>						
上水道	<p>「各務原市水道事業経営戦略」における長寿命化に要する費用及び維持管理・修繕については直近5年間に要した費用を基に試算</p>						
下水道	<p>「下水道ストックマネジメント基本計画」における長寿命化に要する費用及び維持管理・修繕については直近5年間に要した費用を基に試算</p>						
環境衛生施設	<p>建築物の更新費用については、個別施設計画で算出した費用を基に試算</p> <p>倉庫等については、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」に準拠し試算</p> <p>プラント系設備については直近5年間における維持管理・修繕に要した費用及び今後予定している基幹的設備の大規模改修費用を基に試算</p>						

各務原市公共施設等総合管理計画

【令和3年度改訂版】

発行日 平成29年3月（令和4年3月改訂）

発行 各務原市

編集 各務原市 企画総務部 企画政策課

電話 058-383-1111（代表）